

第4回世羅町議会定例会会議録

令和5年12月6日
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第4回世羅町議会定例会 (第2号)

令和5年12月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和5年第4回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年12月6日】

順番	質問者	質問事項
1	3番 上本 剛	1 鳥獣被害対策はいかに
2	1番 高橋公時	1 どうする！地域自治の未来は 2 いつ動く！指定管理施設（商工観光課所管）の今後は
3	8番 松尾陽子	1 COCOLOプランを受けての不登校支援の推進は 2 投票に支援を
4	2番 上羽場幸男	1 町立小中学校制服選定を問う 2 公共下水道の収益を改善せよ
5	9番 徳光義昭	1 世羅町合併20周年記念式典（町民参加の式典）開催はいかに 2 世羅町名誉町民選考の考えは 3 町道に設置されている3基の石碑を問う

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、「鳥獣被害対策はいかに」 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） おはようございます。1番バッターということではりきってやっていきますのでよろしくお願いいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので発言させていただきます。

朝夕寒くなり、空気も清らかな感じになってまいりました。散歩して夕日を眺めたりすると、改めてこの町の自然の豊かさを感じることができます。先日、地元で農業をされている方と話す機会がありました。その方によると、最近では耕作放棄地が増加し、農地の手入れが行われていない状況が目につくようになってきた。そのため、イノシシなどの野生動物と人間の生活圏の区分が曖昧になり、農地だけでなく、民家周辺でも鳥獣被害があるとのことでした。鳥獣被害があるということは、それだけ自然が豊かで環境がよく、そこに住む住民は幸せなのかもしれません。しかし、異常な繁殖や行動範囲の拡大により、住民の環境が侵されていることは大きな問題であります。鳥獣被害は、農業者にとって経済的な損失だけでなく、営農意欲の減退による耕作放棄や離農につながるなど、被害額以上の影響があります。また、町内でイノシシの目撃情報が多く寄せられ、産業振興と安全・安心なまちづくりの面からも重要な課題です。町としても有効な対策を打つべく努力をされておりますが、農業者にとってはその成果としての生息数の減少や被害の縮小が実感しにくく、ますます危機感が高まっています。野生の鳥獣との対峙は、人間の力では完全に

コントロールできないゴールの見えない闘いでもあります。被害対策の進化を怠れば現状維持も困難になります。町の対策は、侵入防止策としてワイヤーメッシュや電気柵による広範な対策が行われていますが、その効果も被害額や被害面積を見ると毎年同じような数字が出ており、効果を実感しにくい。そこで伺います。

被害額が全くと言っていいほど減少しないのは何が原因と考えられるのか、今まで以外の対策など今後の考えは。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。上本 剛議員の鳥獣被害対策はいかにのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、冒頭要旨の中でおっしゃられましたように、ほんとイノシシ、シカ、近年ではですね、近隣では猿とか、また東北においても熊とかですね、かなり営農活動を阻害するだけでなく、都市部へもそういった野生動物が出てまいりまして、人間に危害を加えている状況もあり危惧されるところでございます。

この被害額が減らない原因の考え方でございます。直近3年の被害額につきましては、令和2年度、312万4000円、令和3年度、2969万5000円、令和4年度、2755万3000円と、若干の減少傾向でございますが、依然として高い水準でございます。原因につきましては、さまざまな理由が考えられますが、温暖化による積雪量の減少や栄養価の高い農産物の摂取により越冬する個体が増加していると考えられます。

町の対策といたしましては侵入防止、環境改善、捕獲の3つを柱に対策に取り組んでおります。

引き続き侵入防止・被害対策支援と、実施隊による捕獲活動を併せて取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 被害が減少しない理由にですね、農作物の摂取による増加と言われました。侵入防止とか環境改善がうまくいっていないということだと私は考えます。侵入、ワイヤーメッシュを壊してですね、入ってくる侵入が

多くあるところでは耕作放棄地になります。なぜならそこではもう作らないとか、草を刈るだけだといったような意見とか、話がたぶんたくさん周りにはあると思います。そして年々耕作地がそのように減って行って、そこが荒れるとまた次の田んぼ、耕作地に侵入してまいります。それで荒らされるとまあ耕作放棄地になる。このようにしてだんだん耕作放棄地が増えていきます。ずっと同じ引き続きの同じ対策では現状維持すら難しいと。そこでですね、そもそも被害額が若干減少傾向にあると言われたのですが、私の感覚では年々被害が拡大しているのではないかと思います。

そこで次の質問なのですが、被害額の算出はいかにして出されているのか、お答えください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 「被害額の算出はいかにして出しているのか。」についてお答えをいたします。

町では農業経営基盤強化促進法に基づいた町の基本構想に示された農業経営の目標に向けて取り組む農業者、俗に言います認定農業者に対してアンケート調査を行い、その被害額の内容を基に算出をしているところでございます。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 先ほど聞きますとですね、なかなか難しくて私には理解できないような言葉がたくさん並んでいたんですけど、要するに農業法人の方々とか、アンケートをとって統計で出されているということだと思います。大規模な農業法人へのアンケートは一部の農業活動に焦点を当てているため、全体的な状況を正確に反映しているわけではないと思います。たとえばシカによって植えたばかりの苗が食べられて、そこが成長して収穫ができるとなると、ここはもう損失にはなっていないということになると思います。そしてイノシシによって破壊された溝とかですね、の修理費はアンケートには考慮されていない可能性が高いのではないかと思います。また、一般家庭の畑や田んぼは法人のように厳格な対策を講じていないところが多くあります。害獣による道への飛び出しによる交通事故被害もアンケートではカバーされないでしょう。統計

データはその背後にある条件や制約を理解することが重要でアンケート結果を評価する際には、これらの側面を考慮に入れる必要があると私は思っております。したがって前述された被害額よりも多くの被害の金額が隠れているわけです。先日もですね、私のほうに連絡が入ってきまして、イノシシに川を壊されたという大変すごい話があって、どうしたらいいかわからないということで、建設課のほうに話をさせてもらったらですね、素早い対応でですね、県のほうに言っていただいて、浚渫はしてくれるという話をされて、すごくその方はほんとにされていました。自分で直さないといけないのかと、金額なんかはもう出せないとか、労働力も川なのでどうやって直していいのかわからんと。というふうにして来年の春の田植えができんのんじゃないかとかいうふうには、泣きそうになりながらも、イノシシに殺されるんじゃないかと言いながら私に言って来られました。そこでそういう金額もですね、全然ここにはたぶん入っていないと思うんですよね。すごく町民の生命財産を守るためにも、今までの対策でいいと考えずにより発展した施策を考えていただきたいんです。それを踏まえてですね、次に行きます。

3番、捕獲に関して他市町と広域で協力して大規模に駆除する方法を町主導で考えてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 「捕獲に関して、他市町と広域で協力して大規模に駆除する方法を町主導で考えてはどうか」についてお答えいたします。

広域での駆除活動については、国の事業として令和4年度よりメニュー化されましたが、対象となる事業主体は各都道府県とされていたため、町から県へ事業要望を行い、令和4年度広島県広域捕獲実施事業として実施をいたしました。

当初、三原市と連携する予定でしたが、捕獲者の調整がつかなかったため、町内のみで行ったということがございます。実施場所は大字賀茂、重永、田打の地域で、事業期間は7月21日から12月31日まで。捕獲方法は罠を使用しております。捕獲頭数はイノシシ35頭、シカ39頭となっております。また、実施した地域の山林などに野生生物の生態を観察するため20基の自動撮影カ

メラを設置し、約6か月間撮影をしております。この撮影記録や捕獲場所の位置情報などを、県による分析解析結果を提供いただき、広域的な生態なども加味しながら、引き続き近隣市町と連携しつつ、今後の対策を行ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ちょっと、教えていただきたいことがございまして、広島県広域捕獲実施事業とは、詳しく教えていただきたい。ちょっとですね、調べてみたんですけど、全然私わからなくて勉強不足なんで、ちょっとこの辺を詳しく教えてください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 広島県の広域捕獲実施事業についてでございますが、これは近隣市町と共同してですね、捕獲を行う事業ということでございまして、県において事業を国のほうに申請をされて実施を行うものでございます。対象となる市町をまたぐエリアでの実施というのが条件となっております。一方の市町、単独の市町だけで実施した場合、他の市町へ逃げてしまうシカ、イノシシ等がありますので、反対側の市町さんと一緒にですね、共同で捕獲を実施していくのが基本ということになっております。内容としましてはそういった広域的な捕獲ということで隣接する市町と実施を行う事業でございます。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） これは県主導ということですか。

▼【産業振興課長：「はい」】

では質問します。三原市と連携予定だったと。でしたが、実際のところではできなかったと。これまでに連携をして鳥獣の捕獲を行ったことがないことを意味しております。猟師の皆様は命をかけて狩猟を行っており、毎年捕獲計画を上回る数の鳥獣の捕獲をしてくださってます。私はですね、鳥獣を捕まえることができませんので、大変な、よう私は捕まえることが私ではできません。です

から、猟師の方々には大変感謝の意を表したいと私は思っております。先ほど言われた広域捕獲事業がある場合、近隣市町との連携をさらに強化していただきたいと思えます。三原市だけでなく、東広島市、三次市、庄原市、府中市など、山という山は世羅町全部つながっておりますので、町内の猟師の皆さんは山単位ですね、先ほど言ったように逃げて行ったりとかして難しいということもありますので他市町の猟師の方と協力してですね、たくさんの人で、多くの猟師で一斉に捕獲作業ができるような形にすることが安全かつ効果的に捕獲を進めることできるはずですね、町はですね、他市町に呼び掛けて、私の質問はこれは世羅主導でやっていただきたいということなんですけど、世羅主導で広域捕獲を実施していただきたいと考えております。さっきも言いましたが、三原市だけでなく、東広島、三次、庄原、府中などにですね、世羅町からですね、県を通じてやるのもいいんでしょうけど、一緒にちょっとやりませんかというような呼びかけ、協力、そのようなことを単独でやっていくという考えは今のところあるのか、ないのか、お聞きします。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。町主導ですね、単独で行っていく予定があるかというご質問かと思えます。今、町のほうで考えておりますのは今年の9月にですね、広島県において中間支援組織というものを作られておられます。その中間支援組織を中心とした事業のひとつの中に広域捕獲であったり、広域での柵の設置というようなことも検討されておられます。そういった事業にですね、町としても参画をしまして、近隣市町と連携をした捕獲事業を行うことにより、国のお金等を活用しての捕獲というものができますので、そういった有利な事業を使って捕獲のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） たくさんの人で、猟師の方でやられると効率がいいと思えますので、是非とも近隣市町と手を組んでですね、どんどん鳥獣のほうを捕まえていただきたいと考えております。

続きまして、4番に行くんですけれども、昨日同僚議員の方が同じ質問をされておりますので、飛ばしてもいいでしょうか。同じ答えが返ってくるので、飛ばしていいですか。じゃあ、5番に行きます。

○議長（米重典子） 答弁を書かれていますので。

○3番（上本 剛） 昨日、しっかり聞きましたので大丈夫なんです。

○議長（米重典子） 上本議員がそれでよろしければ。

○3番（上本 剛） 全然いいです。

では5番にまいります。環境整備について、町の政策で里山整備事業があるが、とてもいい制度だが、整備をしていただける人材が不足しています。そこを補うためには、重機や高所作業車、下草を刈るリモコン草刈りなど機械に頼らないと里山を維持できない状況が現状でございます。制度の上限30万円の中でやりくりしてほしいというのはわかるんですが、重機のリースする部分は、補助するような施策を講じていく考えはないですか。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 町の政策で里山整備があるが、重機のリースする部分を補助するような施策を講じていく考えはないかについてお答えをいたします。

世羅町では、鳥獣被害防止を目的に、森林所有者や地域住民の3名以上で構成する組織を対象に農地と隣接する森林または農地沿いの道と隣接する森林で、奥行き10メートル以上かつ延長100メートル以上の範囲で行う草木や茂みの刈り払いなどの森林整備に対して、5アールあたり1万5000円で補助限度額30万円の「集落里山林整備事業」を行っております。重機のリースについても当然この事業の対象となっておりますので、事業を活用し、野生生物の出にくい環境づくりを行っていただければというふうに考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） この「集落里山林整備事業」というのはですね、たぶんやられている方々は他の事業と併せてやられたりとかですね、されていると思うんですが、この事業、ものすごくいい取組だと私は考えております。しかし

ですね、山に入って作業される方は不足しているのは確かで、森林整備の作業は非常に重労働でございます。高齢の方にとっては大変なもので、ちょっと話を聞いたんですが、その里山整備をやりたいんだけど、身体が言うことをきかないとか、10×100m、あんな広い所はできないと。機械がないとできない。リース料が高くてですね、機械を持ち込んでやると、自分で出すお金もかかってしまうというような意見を聞きました。そうしていきますと、だんだん遠のいてやっていただけなくなってきました。そうすると山が荒れてくるという形になりますので、これらをクリアをするためや、広域に作業していただくためにはですね、重機のリース部分は別途検討していただきたいと私は思っております。何より鳥獣が住み着いてですね、住み着いている場所は長年人の手が入っていない木の茂ったところでありまして、整備が非常に難しいんです。バッファゾーンを本気で作っていかうと思えば、やはり重機は不可欠だと私は思いますので、その辺また考えていただきたいと思っております。余談なんですけれども、私は前のときもこういう質問をしたことがあるんですが、そのときも言ったんですが、農業をされている方がですね、冬場の仕事がなく、これ余談です。冬場の仕事がなく、冬場の仕事でお金が儲けられるようなことで、山に入って木を切っていただいて整備していただいてという形をとればなあと思っております。そこで支援できればいいんですけれども、今頃薪ストーブとかを補助されたりとかしてですね、各家、いろんな所に薪ストーブ等々がですね、普及していつているのではないかと思います。そうすると薪が必要になるので、町のほうで薪に支援じゃないですけど、里山林をされている方、木を切り出していただいたら、薪としてですね、どうにかお金に換えられるような考えとか、そういう農業をされて冬に仕事がないときにお金になるような支援を考えていただければありがたいなと思っております。これは余談なんで、

○議長（米重典子） これは質問じゃないんですか。

○3番（上本 剛） 余談です。では6番にまいります。町の対策として行われている侵入防止策、ワイヤーメッシュや電気柵などについて、その効果が実感しづらいとの指摘があります。この課題に対してどのような改善策を考えられていますか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 「町の対策として行われている侵入防止策について、その効果が実感しづらいとの課題に対しての改善策は」についてお答えをいたします。

侵入防止柵については一定の効果を得ているものと考えておりますが、議員ご指摘のような相談を受けることもございます。その場合は、職員において現地を確認し、適切な運用方法や効果的な設置方法等について、引き続き説明をしてみたいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 今の話の中でですね、相談を受けることあると。ご指摘のような相談を受けることがあり、適切な運用や効果的な設置方法を説明しに行くと言われましたが、私ちょっと調べていたらですね、なかなかいいものを見つけまして、世羅町野猪等被害防止対策事業というのがありまして、それに書いてある紙があったんですが、そこの裏のページに侵入防止策設置のポイントということが書いてあります。かわいいイラストと一緒に書いてあるんですが、ここに書いてあること以上に説明とか、運用の方法を相談されに行くのか行かないのか。これを渡すだけでいいのか。ちょっとその辺お聞きしたいんですが。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。柵等をですね、設置をされておられる方がですね、鳥獣被害に遭われるということで、また圃場のほうにイノシシが入っているよとか、シカが入ったんじゃないというようなご相談を受けることがございます。職員、また支援員のほうで実際、現地のほうに出向きまして、柵の設置状況等を確認をさせていただいております。そうしたなかでですね、柵をずっと張られてますけども、1か所空いているとか、弱い部分があるとか、そういったところを見つけまして、補強の仕方であったりですね、正しい設置の仕方等についてアドバイス等を行っているということでございます。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 世羅町鳥獣被害防止計画というのがありまして、そのなかにもですね、書いてあったんですが、対策未実施、メッシュを張ってない所にですね、流れていっていると、流入していると書いてありました。皆さんもメッシュで頑丈に田んぼを守っておられます。そうするとですね、今までに被害のなかったところが被害を受けるようになってまいりました。そうするとですね、次々次々にメッシュを張っていかなくちゃいけないと。そうすると終わりのないメッシュ張りというか、世羅町がメッシュだらけになります。そのような状況になってしまいます。そこでですね、考えられるのが国の事業ですかね、7番なんですけど、法人化が進み、広域での山際の侵入防止対策が進んできましたが、その反面、今まで鳥獣被害を受けていなかった場所が被害を受けてきました。それは人間の生活道を利用してイノシシやシカが民家の周辺までやってくるからです。そこで提案をするのですが、テキサスゲートなるものを利用しながら生活道路を鳥獣が通行できないようにしていただきたいと考えるが、見解を伺います。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 「テキサスゲートなるものを利用しながら生活道路を獣が通行できないようにできないか、見解を伺う」についてお答えいたします。

格子状のグレーチングを地面に設置し、その上を歩きたがらない性質を利用した獣害対策ですが、国の事業にグレーチング設置を含めたメニューもございます。今後、広島県へ相談するなど、検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） そのようなメニューがあるのでしたら、早く県に相談してですね、町民の皆さんに周知をお願いしたい。一般の人はですね、道を塞いだりしたらできないですよ。道を塞いだりしたら怒られてしまいますので、

道を開けておかなくてははいけない。そしたらそこは鳥獣が通ると。勝手に加工したりもできませんので、お金もかかることですし、できればそういうことで、できること、被害対策を進化させないとですね、農地を守ることができないので、是非とも早くやっていただきたいと思います。

最後になるんですが、今までですね、鳥獣被害ということで話をしてきたんですけど、今まで壊されてない水路が壊されたりですね、農地が荒らされたりする。直すのに身体が痛いとかですね、身体が痛くて離農されたりする。もうやりたくないという方をよく聞きます。メッシュは壊されたらそこは耕作放棄地。地域が荒れてですね、鳥獣がまた出ると、悪循環になってしまいます。観光の面からでもですね、私の友達が三原のほうに住んでいて、バイクでよく来られてたんですけど、一度イノシシとぶつかって怪我をされてですね、それ以降高速道路を降りたくないと言われております。特にバイクなんでものすごく怖かったんでしょうね。もう、あんたの所にはなかなか行かれんぞというようなことを言われてます。通勤のときですね、車が壊れて、イノシシにぶつかって車が壊れて、保険で直して保険料が高くなる。今、若年者の通勤の手当みたいなのがありますが、そのようなことで車が壊れますとですね、若者もですね、町には帰って来たくなくなって、外のほうで働いている所に近い所に家を借りてしまうような形になってくると考えます。イノシシを獲れとか、バッファゾーンを作れとか、テキサスゲートを作れと、小さくて、そんな話をするなと思われるかもしれませんが、バタフライエフェクトを意識してですね、世羅町がより発展していくことを願ってですね、私の質問を終わりたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは3番 上本議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

多岐にわたりまして、鳥獣被害の対策についてご質問いただいたところでございます。なかなか野獣のですね、子の繁栄に私どもが追い付いてないところがございますけれども、ご指摘いただいた子細な細々したところの対策がいずれ住環境の総合的な心地良さを生んでいくというところにつながっていく。小

さな対応であるけれども、総体的にいろいろなことを講じることによってこの対策が少しでも進んでいく。抜本的に、広域的にとらまえて動くことも必要だ
とご示唆もいただいたところでございます。なかなかこれ有効手段、カンフル
剂的なものが見つめないところではございますけれども、今あるものを着実に
ご指摘いただいたところをひとつずつでも始めながら、さまざまところへこ
れが収れんを、また効果を総体的に発揮していくということをしつかりと期待
を持ちながらですね、進めてまいりたいと思いますし、それぞれの各種事業の
拡充等もご示唆いただいたなかで検討してまいりたいと、そのように考えてお
ります。

○議長（米重典子） 以上で 3番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

次に どうする！地域自治の未来は 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 発言の許可が出ましたので通告に基づきまして順次質問
に入ります。どうする！地域自治の未来は。

質問に入る前に、奥田町政3期目がスタートして早いもので、残すところ1
年を切りました。このコロナ化で始まった3期目の町政運営、果たして町長が
思い描くビジョン通りに進める事ができたのか。勿論、私も自身2期目の議員
としてしっかりと職責を果たせたのか。振り返る必要があるかと考えます。二
元代表制である、お互いの立場において残りの任期満了までさらなる研鑽を
し、引き続き、住民全体の福祉の向上、そして町政発展のため、町長、お互い
に全力で走り抜けて行こうではありませんか。

さて今回の定例会での一般質問では、時代と共に変わりゆく現状に、町がい
かに対応していくかが、未来へのカギとなってきます。これまでと違う現在の
生活スタイルの変化をしっかりと検証し、地域自治の現状、指定管理の未来を
見極めていく分岐点にさしかかっていると考えます。もう待ったなしでありま
す。そこで地域自治の未来、指定管理施設の今後について2項目6問お伺い
いたします。

本題に入ります。人口減少が加速度的に進む中、未だ我が町においては10
数年前に掲げた13自治区における自治振興を中心とした地域振興を進めて
いる現状でございます。ただ箱物を建てればその自治は安泰なのか。時代と

共に変わりゆく地域自治の現状に、旧態依然とした奥田町長の政策には危機感を覚えるのは私だけでしょうか。地域課題をこれまで私自身一般質問にて町長には何度も伝えてきた経緯があります。しかし受け入れていただけないどころか常に地域住民の意向だと言う町長は、その地域の振興会・自治会の意見でモノを言う。果たして本当に地域の意見なのか一部住民の意見なのかしっかりと見極めていただきたいと考えます。私が町長によく言います。サイレントマジョリティ、これは声なき賛成者という意味であります。そうしたなか、13自治区において一定の課題はあるが総合的にうまくいっている地域、自治が分裂している地域、なかには「我々は仲間を集めてルールを作り・組織を作り・目標を決めて活動する団体である」と言い、仲間のみで運営をし、その自治に寄り付きにくくなっている地域など、さまざまな地域が存在している現状を町長はどのように把握しているのでしょうか。今後の地域自治の未来について伺いたします。

1 番目として、自治振興交付金とセンター指定管理料の考え方はいかに。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋公時議員のどうする、地域自治の未来はのご質問にお答えさせていただきます。少し鼻声で聞こえにくいかもしれませんが、ちょっと病んでおりますので、お許しいただきたいと思えます。

今、議員おっしゃいましたように、これまでも地域自治についてはいろいろとご質問もいただいているところでございます。町の将来を考えるなかで箱物行政は良くないというのはこれほどでも言われている状況でもございますし、今後においてもですね、どういうふうに効率よい建物にし、また使い易い、そしてリニューアルしていく必要があるかということで、いろいろと内部でも検討している状況でもございます。現状、一部の方のご意見というもので行政をやっているわけではございませんで、やはりいろいろな方々のご意見をたくさん拝聴しておりますし、特に自治センターというところについてはですね、担当課は勿論のこと、私もできるだけ出向いて、今の現状についてお聞かせていただいているところでございます。しかし、仲間を集めてルールを作るとかいうような現状については、現状お聞きすることがなかったんですけれ

ども、そういうところがあるというのは議員のほうがよくご承知されているのかもしれませんが、そういうことではいけないなというふうに私のほうでは思っております。

自治振興交付金についてはですね、世羅町自治振興交付金交付要綱に基づきまして、住民自治組織の運営とその活動の活性化を図る目的で交付する補助金でございます。住民自治組織（大組織）を交付対象者としまして、自治振興事業、敬老会事業、地域自治活動事業、地域花いっぱい事業と項目を定めるなかで、それぞれの事業ごとに、要綱に定める内容で算出した金額を交付申請に基づき交付しているところでございます。

指定管理料につきましては、令和2年3月26日付けで締結いたしました各自治センターの施設管理に関する基本協定書及び毎年度末に締結いたします次年度分の各自治センター施設の管理に関する年度協定書に基づきまして、4期に分けて、指定管理者である住民自治組織に支払っているところでございます。主なものにつきましては、管理費と人件費でございます。管理費というものは光熱費、役務費等が含まれるわけでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁で自治振興交付金はいわゆる自治活動における事業の運営費、指定管理料は先ほど町長言われた管理費であります。光熱水費・役務費及び人件費であると、このようにご答弁いただきました。この交付金及び指定管理料はいずれも町から支出している公金、公金である、これに相違ないですか、まちがないかお伺いします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） 1番 高橋公時議員のご質問にお答えをさせていただきます。自治振興交付金、指定管理料は町からそれぞれ支出をされているのかについてでございますが、いずれも町からの支出にまちがいございません。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時）　そこでちょっとお伺いします。自治振興交付金の13自治センターの残額、1年間運営いただいて、この自治振興交付金の13自治センターの残額の返還状況を概略で構いません、お伺いします。

○企画課長（升行真路）　議長。

○議長（米重典子）　企画課長。

○企画課長（升行真路）　1番　高橋公時議員の自治振興交付金13自治センターの残額の返還状況についてお答えをさせていただきます。

昨年度、令和4年度の状況でございますが、13組織中10の組織から合計で96万3000円余りの返還をいただいております。内訳でございますが、大組織の維持・運営費である自治振興事業費が16万9000円、敬老会事業が45万5000円、中組織の維持・運営費である地域自治活動事業が12万6000円、花いっぱい事業費が1万2000円、その他事業といたしまして地域づくりビジョン等の実現・見直しに係る費用、これにつきましては各地域が地域ビジョンを作成しておられて、5年以内に1回切りで10万円が利用できるという制度がございます。こちらについては2地区が利用されなかったことで、20万円の返還をいただいております。なお、コロナ禍にあっての令和2年度の返還額でございますが、226万9000円余、令和3年度におきましては234万9000円余という状況でございます。したがって令和4年度につきましては少しずつ地域の行事等が復活をしつつあるということで、返還額については令和2年度、令和3年度と比較いたしまして減少しているものと認識をしております。

○1番（高橋公時）　はい、議長。

○議長（米重典子）　1番　高橋公時議員。

○1番（高橋公時）　これまでは返還という格好をとってなかったと思いますがけれども、たぶんコロナ禍で事業もなくなってきたということも多く、残額が各自治に残るようになってきたんだと思います。ある程度必要のないというか、事業に使わなかった分は町へと返還してくれという流れになってきたんだと思います。先ほどご答弁いただいたなかで。まずわかりやすく自治振興交付金というのは運営費です。先ほど課長答弁ありましたように、大組織に払ったり、大組織に払う金額がいくらであったり、敬老会したりだとか、中組織に払う金額、これを積み上げたものが運営費としてある。それともう片方では指定

管理料、これはセンターを管理するための費用。この大きく2つに会計が分かれています。このことを皆さんご理解されてなかったらこの後の話がわからなくなりますので、その点だけ、管理料のほうと、運営費というのは別会計であるということだけ申し述べて、次の自治振興交付金と指定管理料の収支決算の報告の違い、これについて伺います。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは2項目目の「自治振興交付金と指定管理料の収支決算の報告の違い」についてお答えをさせていただきます。

自治振興交付金につきましては、町が求める期限までに、世羅町自治振興交付金交付要綱に定めます実績報告書を提出いただき、内容を確認した後、金額を確定すると共に、残額につきましては全額返還をいただいております。

指定管理料につきましては、町が求める期限までに、世羅町の公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により事業実績報告書を提出していただきますと共に、内容を確認の上、残額については戻入により町に返還をいただいているところでございます。決算報告の違いにつきましては、各自治会様、さまざまでございますが、自治振興補助金と指定管理費につきましては分けて決算報告をいただいておりますところでございます。

自治振興補助金につきましては、他団体からの収益等を含んだ形で決算報告をいただく場合がございますが、計上は同一で問題はないと考えております。その他団体からの収益を精算される場合におきましては、帳簿等においてきちんと仕訳をして整理いただいているものと認識をしておるところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁では自治振興交付金は実績報告書、指定管理料は事業報告書をいずれも町の求める期限までに提出してもらおうと。自治振興交付金は内容を確認した後、金額を確定し残額を全額返還。指定管理料は内容を確認のうえ、残額を戻入、戻し入れ、戻入による返還をする。これ言い方は多少

異なりますけれども、いずれも振興交付金も指定管理料も内容を確認した後、公金を返還する、このような考え方でよろしいのか、確認をいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 内容を確認後、返還をすることでまちがいはないかというご質問でございますが、まず最初に議員ご指摘をいただきました返還と戻入でございますが、こちらにつきましては委託料と補助金ということで多少の言葉の違いというものがございます。

ご質問いただきました実績報告書につきましては、これを確認後、残額を返還いただいているということでまちがいはございません。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 私も戻入と返還というところもしっかり調べて質問しておるわけなんで、課長おっしゃったとおり。内容としては本当に言い方違いますが、一緒のことです。戻すということでございます。自治振興補助金はほかの団体からの収益、たとえば先ほどほかの団体からの収益と言いましたけれども、共同募金の分配金、こうしたものも運営費に入ってきます。センターの施設利用料の収入、こういったものも収入としてあがってきます。そうした含んだ決算となる。さらに決算の違いは各自治会振興会でさまざまであるとおっしゃいましたけれども、いつもされている自治センター長会議、こうしたところで決算の様式をある程度統一するよう、これ前も言ったかなと思うんですけど、決算の様式を統一するよう指導・助言するつもりはないでしょうか。なぜそのようなことをお伺いするのかと言いますと、まちがいやミス、または報告の仕方の認識自体、その自治会や振興会で勘違いをされていれば、双方まちがいに気づかないケースがあると。簡単に言いますと、自治会、振興会がこれで決算いいんだと。自分のところで思っておればそのまま提出すると。ほかと見合わせても全然違う格好になってきていると。これでは見る側、チェックする側のほうもきちんと見れないのではないかと。しかしながら一定の様式を統一しておけば、これは違うよと、もっとわかりやすくご理解されてますかという

ことは相手方にも指導できると思うんです。難しいことではありません。一定程度統一するというお考えについてお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 決算報告の書式をある程度統一するよう指導・助言をする考えはということについてお答えをさせていただきます。

各組織からの決算報告いただくものにつきましては、各組織の運営方針や規則等に則り適切に作成・報告をされているものと理解をしております。なお、双方での認識の違い、これ議員ご指摘いただきましたように、生じることがないようですね、こちらにつきましては、自治センター長会議や自治会長会議、またスタッフ研修会等も行っておりますが、これらによって自治センターへの定期訪問、指導や助言、これらを含めまして努めているところでございます。さまざま地域によってやり方等がございますので、一定程度の統一というのはできるやもしれませんが、すべてにおいて統一というのは先ほど申し上げましたように運営方針や規則等がございますので、これらについて自治会のほうで実施をしておられるところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 必ずしも統一しろというのではないです。課長がおっしゃられたように解決できるのであれば、会長会やセンター長会議でいちいちと言いますか、いちいちと言いますか、そのことについてはしっかりお話をされて、まちがいが無いような格好で進めていただければいいんですが、ご理解されてなかったらやはりまちがいが出てくるので統一されることをお勧めしておきます。

それでは3問目、自治振興交付金に対する指導監督権限はいかに。これは定例会4回目聞きます。4回目でございます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは3点目の「自治振興交付金に対する指導監督権限はいかに」についてお答えをさせていただきます。

町におきましては、自治振興交付金につきましては、毎年度、事業終了後に提出いただく実績報告書及び収支決算書等により事業の実施状況や収支状況を確認していることに加えまして、1年に3か所から4か所ずつ「世羅町自治センターの業務実施状況の確認」といたしまして職員が自治センターを訪問し、自治振興交付金及び指定管理料について、総会資料、会計関係資料、施設使用状況、備品台帳等関係書類等を確認をしております。適正かつ有効な会計処理がなされているか過去分も含めて確認をし、疑義が生じれば特別調査事項といたしまして自治組織に対し文書で回答を求めており、誤りがあった場合は、適正な会計処理に導くよう指導を行っておるところでございます。

昨年度からは、前述の業務実施状況の確認以外に、1年に1回から2回、職員が自治センターを訪問し、会計処理についてより細やかに相談を受ける体制をとり、指導・助言に努めているところでございます。

引き続き、自治組織と相互に連携を図り、意見交換を行いながら、各地域の特色あるまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 適正な会計処理に導くよう指導する。年に1、2回、職員が自治センターを訪問し、会計処理について相談を受ける体制をとり、指導・助言に努めていると、このように答弁いただきました。課長、発言がぶれてなくて安心しました。この質問を最初に行ったのは令和3年6月定例会。2年半前であります。当時の課長は自治組織で解決が図られるべきであり、町の指導監督は難しいと当時の課長はこのようにおっしゃられた。その半年後、もう一回、同年令和3年12月、6月定例会の後、12月定例会で、再度自治組織への指導監督を当時の課長にお伺いしました。何と次は町が公金を支出していることを理由に指導監督はできない、このように答弁をいただきました。これには私もびっくりいたしました。私自身交流のある近隣市町、また研修などで知り合った全国の議会議員の同士、また県議会議員、国会議員の秘書の先生方にもお伺いをし、全員がこの町の回答はおかしいよ、高橋君。大丈夫か、あんなの町はとまで言われたところでもあります。その団体に町がなんか引け目がある

るんじゃないんか。ここまで言われたんですよ、私は。その後、問題の自治組織に監査、監査請求、監査が入り、さらに半年後の令和4年6月定例会において、3度、今度は3回目です。これは現在、課長でございますが、3回目、町に指導監督権限をまた尋ねました。3回目。初めて、必要な指導・助言に努める、このように答弁を改めたところでございます。これは現在の課長であります。そしてこのたび4回目の再確認、また指導・助言に努めると発言をいただいたところではありますが、これは当然のことであります。

先般9月19日に自治振興交付金の決算報告の不備に関して地域住民4名及び振興会長、センター長、そして副町長、企画課長、私、総勢9名にて話し合いをし、決算報告の不備について指摘をした。その後振興会、自治センターに対して町はどのような指導・助言をしたのかお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 自治センターに対しどのような指導・助言をしたのかについてお答えをさせていただきます。議員、先ほどご指摘いただきました先般の会議の中でご指摘をいただいた内容につきましては、もう少し記述内容に対して説明がなされていればという私も認識でおりました。記述内容や説明につきましては一定にご指摘をいただきましたので、その場におきましてもご理解をいただいたかと思いますが、後日改善策について指導をさせていただきますところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 指定管理料の中の管理費、光熱水費、役務費、役務費というのは、通信運搬費、コピー代などこうしたものが含まれていると先ほどご答弁いただきましたけれども、本来この施設利用収入というのは指定管理収入として計上し、収支されるのが当然だと思います。なぜこういうことを言うかと言いますと、皆さん普通に考えてください。経費がかかっているのは指定管理の中で水道費とか、冷暖房とかかかっているのに、そこで売り上げた、会議で会議室を使いました。そうしたお金の利益というのは指定管理のほうで挙がって行って、そちらで精算されるべき事項というのが普通の考えであります。し

かし町はその利益は運営費で使ってもいいよという格好で振興会に出して
ます。自治会に出してます。この考え方というものを伺います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） なぜ、施設利用収入、事業収入を運営費に計上する
のかというご質問でございます。こちらについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、世羅町自治センター設置及び管理に関する条例の第 11
条にて、町長が、指定管理者に管理を行わせる場合においては、使用料は指定
管理者の収入とすることができるとあり、事業者の収入としていただくこと
につきましては、問題はないという認識をしております。

ただし、町外の方の施設使用料収入、こちらにつきましては、町外使用料収
入を「指定管理会計の通帳」以外へ入金をした場合については「収益事業所
得」ということで課税対象となりますので、指定管理収入として計上いた
だき、残額が生じた場合については先ほども申し上げましたように、町のほうに
戻入をしていただくこととしております。なお、こちらの今、ご説明をした内
容につきましては、少し古いんでございますが、平成 25 年の 3 月に尾道税務
署と協議をしたところでございます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 町外の例を出されました。その会計のやり方が本来であ
ると私は考えます。このことが、指定管理を受けている振興会、自治会が真に
このことを理解しておるのかということが、本来であれば指定管理のほうで精
算すべきお金を運営費のほうで使ってもいいと。それは善意でたぶんそのよ
うに町が組まれたのだと思います。運営費にして新たな事業でもしると、何か
足しにしろということ善意でやられている。このことが真に理解して運営さ
れているのか。この点について課長どう思われますか。伺います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） ご指摘いただきました指定管理を受けている振興会・自治会が真にこのことを理解しているのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、議員ご指摘いただきましたが、自治センター長会議、また自治会長会議、スタッフ研修会や自治センターへの定期訪問、こちらも含めましてですね、しっかりと認識を共有していただけるよう、指導・助言に努めているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした運営のやり方、これが不備を招く、私は原因になってくる。この事業報告や決算報告のあり方に違いが生じてくる。このように私は考えます。ですからしっかりと紐づけをした、管理費のほうで精算するなら管理費のほうで精算する。収支につながるよう、運営費の予算が足りない、自治振興のほうの予算をつけてあげたいという気持ちがあるのなら、その使用料収入を足すというようなやり方でなくて、別だてでまた資金を渡してください。でないと中がぐちゃぐちゃになりますよ。本来は指定管理のほうで精算しなければならないものだけど、ここは特別に運営費利益が出たら、運営費のほうにわたしてもいい。こういうやり方は一番まずい。これは例でふさわしいかどうかわかりませんが、町がこの間やった処理の仕方と一緒に。駐車場の補助。これをコロナ禍でしんどい、事業者がというのを、補助金を出す、新たな一定の公平な補助金を出すというやり方をすれば問題ないんですよ。それを従来いただいているところから町が半分駐車料金を値引く。こういうやり方はだめだと言っているんです。今回もこういう指定管理のあり方に関してきちっと会計は会計というやり方をしないと、それか相手方がきちっと理解をされて運営されているなら問題ないんです。理解をされてないからいつも誤解が生じて決算が違うようになってくる。この点をしっかりと相手方に指導・助言をされるのか、やり方を直すのか、しっかりと町のほうで再度指導していただきたいと思ひまして、この質問を終わります。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○企画課長（升旗真路） 運営のやり方が、不備や誤解を招く、しっかりと見直しをするようというご質問でございます。

先ほど議員からご指摘いただきました運営費の予算が足りなければ別だてで予算組ということでご質問いただきましたが、こちらにつきましては足りない部分については、補正等で対応させていただいているところでございます。

ご指摘がありました不備や誤解を招かないよう、これらにつきましては緊密に連携をさせていただき、特色ある地域づくりを行っていただけるよう、引き続き先ほど申し上げました会議等で情報共有をさせていただきますと共に、公金管理につきましては指導・助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（米重典子） ここで休憩いたします。再開は10時25分いたします。

休 憩 10時08分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に いつ動く！指定管理施設（商工観光課所管）の今後は 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） いつ動く！指定管理施設（商工観光課所管）の今後は。

旧町3つの観光施設を始め、産直市など指定管理施設として10の施設を運営しております。

こうした施設の経費は義務的経費として、各施設により数万円から数千万円運営費として毎年度、約ですが、7000万円程度管理料が支払われております。さらに、老朽化する施設の大型修理や修繕等の費用は勿論、持ち主である町が負担するようになっており、こちらも数百万に及ぶ修理など財政的な負担、こうしたものもほかにはなりません。指定管理期間も3年から5年とさらには先般10年にまで延長された指定管理施設もございます。こうしたなか、本年令和5年に半数以上の施設の指定管理期間が終了し、新たな指定管理の契約が行われようとしております。住民意向と言い奥田町長は公共施設等総合管理計画

に逆行した政策をとり、将来にわたる負担を増大し、今が良ければいい、先が見えない政策、自治体財政が立ち行かなくなる前に、民間譲渡や施設の閉鎖といった身を切る対策を講じる必要があると考えます。すでに近隣市町ではそうした政策を実施している、もしくは実施しないと自治体自体がなくなる危機感を感じております。もう待ったなし我が町はいつ動くのか！町長にお伺いします。

1 番目として、産直市場の今後についてお伺いします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋公時議員の2問目にございます「いつ動く！指定管理施設（商工観光課所管）の今後について」のご質問にお答えさせていただきます。

議員冒頭おっしゃいましたようにこの観光施設など、産直市、当時さまざまな目的によって造られた施設ではございますが、現状指定管理という制度が始まって以降ですね、こういう形で管理いただきながら町のさまざまな発展のために寄与いただいていた施設が多くございます。しかしながら近年資材、また燃料高騰などにより経営としてはかなり厳しい運営を強いられているところも多くございます。なかでも近隣市町のことをおっしゃいましたけれども、特に温泉施設等においては閉鎖をせざるを得ないというような状況ではございますが、現状、直営では難しいというなかで、今後の募集をかけていくというような自治体もたくさんあるようでございますけれども、なかなかそういった運営母体のところがしっかりしないとですね、いろいろな施設等が管理していただけていない状況もあろうかと思えます。

いつ動くかということでございますが、現状動いている状況でございます。ご指摘のようにすべて今年度末で指定管理期間が満了する所が多くございます。

これらの施設におきましては、令和6年度から指定管理期間を5年間とすることを予定してございますが、譲渡が可能な施設につきましては、譲渡に向けた協議を優先して譲渡してまいりたいと考えておるところでございます。施設譲渡にあたりましては、譲渡後10年間は譲渡前と同じ目的で使用していた

だく制限を設け、継続して管理運営を行っていただくための補助制度を創設したいと考えておるところでございます。

議員ご指摘のようにですね、未来永劫にすべて行政が担う時勢ではなく、行政はきっかけを提供し、将来は運営者に手渡す形に移行する機会が到来していると認識しているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきまして、産直市、甲山総合交流ターミナル、西大田ふれあい市場、大見ふれあい市場、夢高原市場、カメラアさん、ここは指定管理料出てないみたいでありますけども、この令和5年に任期満了となる指定管理をさらに先ほど町長は5年間延長する、このように言われましたけれども、譲渡できない場合はその5年後まだどうします？また同じ繰返しですか。お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それではお答えいたします。議員ご指摘のように、5年後譲渡できない場合、これは当然あるというふうに想定しております。そういったなかで、その5年後にそうなりますと、譲渡をそのときに受けていただくか、指定管理を公募していくか。または厳しい言い方をすると閉めてしまうかといったような選択になってくるのではないかと考えております。この選択についてもですね、この指定管理施設というものは今まで町の産直なり、地域の活性化、また観光施設として重要な役割を果たしてきていただいているところをしっかりと考えて、今後の方針を決定していく必要があると考えておりますので、今回指定管理を出していくなかで、5年という期間ではございますが、途中でも譲渡できるような形をもって指定管理を出していきたいというふうに考えておりますので、5年後に安易に閉めるというようなことにならないようにしっかり方向性を見出していきたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） びっくりしました。私が次に聞こうと思っていた答えを

すでに課長がもう。すばらしいと思いますよ。もう一回改めて聞きますよ。継続して管理運営を行っていただくための補助制度、先ほどこれを町長にご答弁いただきました。このことについては全員協議会で我々もお伺いしております。世羅町譲渡施設整備運営事業補助金、町から譲渡を受けた施設が対象であると。10年間さまざまな支援事業があるということで、先般説明を受けました。この制度をだめだとは言いません。しかしながらまだ見直しをする余地が十分にあると思いますので、3月満了までにはしっかり煮詰めていただきたいと思っています。答弁にあった5年の指定管理の延長、そんな悠長なことを言っている場合では私はないと思います。まず次の指定管理期間を3年です。3年任期満了とし、まずは現在指定管理を行っている事業者、こちらに協議譲渡をまずしていただくと。これを3年間のうちで応じていただけない、これ3年やっても、5年やっても一緒です。3年間でまずもう動く。応じていただけない場合は、先ほどびっくりしました。課長が言ったように一般公募、そこはうちは受けないというのであれば、一般公募して譲渡するようなお話をさせていただく。それでもだめな場合はまたこれ課長言いました。もう事業閉鎖ですよ。と言いますのも、なぜなら補助金制度を提示しても事業価値がないと各事業者が判断しているからもうしませんと、やりません、手が挙がらないわけです。こういった考え、課長答弁されたので、私もそう思います、同じように。もう一度聞きます。そういう考えでよろしいでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。先ほどの答弁の中で、5年後という話がございましたので、まず5年間を出して行ってそのなかでいろんな方向性を出していくということを答弁させていただきました。選択肢として言ったなかに公募という話もさせていただきました。当然選択肢ではあります。ですから公募を次、5年後にじゃあ、公募するということを今ここで私がそうしますというようなことを断言するものではございませんので、選択肢のひとつということでそういうことを方向性の中に入れてですね、考えていくということとをまず改めて答弁させていただきます。その選択肢の中に入れてなかったというふうに思われた部分があるかと思いますが、今、公募ではなくてです

ね、非公募で今の指定管理者の方にやっていただいている産直市がございますので、これは当然それはあえて書いてませんが、当然それも選択肢のひとつでございます。そこはご理解いただいて、5年というお話をいただいて、5年ではなく3年でもいいのではないかとということだと思いますが、また悠長なことと言っている場合ではないという、悠長なことと言っている場合ではないという点については私も同じように思っております。そのなかで、じゃあどうしたらいいかというのが先ほどご質問の中でも出てきました。いわゆる譲渡に向けての補助金、補助制度でございます。こういった補助制度も新たに創設しながら、悠長なことを言っている場合ではない。できるだけ早くそういった方向へもっていきたいという思いがそこにあるというところでございます。3年ではなく5年にしているところでございますが、やはり指定管理者さんとお話をしたり、現地へ行っていろいろ見るなかで、今、余裕があってもうすぐにでも引き取ってもらえるような運営がなかなかできてないなかで頑張っておられる。それを安定した運営になっていくなかで、次譲渡ができるというふうに考えておりますので、やはりそれには5年の年数は必要ということですね、5年というふうに考えているところでございます。そういったところをしっかりと次への方向性というのを見ながら、先ほどの補助制度等も機会を持てば説明をしながら道筋をしっかりとつけてまいりたいというふうに考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今日是一般質問がやり易いというか、町長には私の意向がなかなか届かないんですけど、課長にはよく届くみたいで、次の観光施設の今後についてお伺いします。これはせらにし青少年旅行村・八田原グリーンパーク・せら香遊ランド・世羅の宿ひがし、この観光施設の今後についてお願いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 2点目の「観光施設の今後は」。

議員のご質問にありました4施設のうち、せらにし青少年旅行村、八田原グリーンパーク、世羅の宿ひがしの3施設につきましては、令和5年4月から新

たな指定管理者に管理をお願いし、集客につながる施設として管理運営いただいているところでございます。

せら香遊ランドにつきましては今年度末で指定管理期間が満了するため、令和6年度から指定管理期間を3年間とすることを予定しております。

1点目の産直市場のご質問においても町長が答弁いたしましたように、観光施設においても譲渡可能な施設につきましては、譲渡に向けた協議を実施したいと考えております。

各施設とも、指定管理期間中であっても世羅町の観光振興を踏まえた譲渡の方向性が見いだせれば、積極的に譲渡を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 現在、旧町時代の観光施設は全部で3つ。これが旅行村、八田原グリーンパーク、香遊ランド、新たにこの世羅の宿ひがしを含めた4施設でありますけれども、世羅の宿ひがしは地域自治組織が運営管理をしており、今回質問からはずさせてもらいます。せら香遊ランド、八田原グリーンパーク、せらにし旅行村、この3施設について今後の方針、これをお伺いいたします。

まず先般、令和5年3月定例会においてせらにし青少年旅行村、及び八田原グリーンパークの指定管理期間を10年間とする旨の提案があり、私は反対をしました。勿論。譲渡または廃止を含め反対討論にも立ちましたが、議員各位には思いは伝わらず、賛成多数で可決したところであります。その後町は1年も経たないうちに、譲渡に向けた方向性が変わってきております。今回指定管理期間が満了となるせら香遊ランドにおいては期間を3年として提案予定であると。これは先般の全協にて報告を受けたところであります。こうも慎重な考えになった、この経緯についてお伺いしたいと思います。歯に衣着せぬ課長の答弁にはいつも期待しておりますので、建設的な考え方をお願いしたいと思います。これは率直さを褒め称える言葉でありますので、決して思ったままのことを言うという意味ではありません。裏表のない課長の答弁を期待しております。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。普段の答弁でも裏表はなしにやっておりますので、特別なことではございませんが、ご質問いただきましたもうすでに出しております10年の指定管理施設におきましては、今現在10年長いようでございますが、自ら新事業を準備されるなりですね、そういった形でいい方向で進んでいるというふうに私どもも見ております。それがですね、その先、しっかり先ほども申しましたように、いわゆる経営できる力を付けていただいておりますね、しっかり自分のほうでやっていただける力が付いたらですね、その先は自らやっていただくということも十分に視野に入れてしっかり支援もしていきたいというふうに思っております。

また香遊ランドについてのご質問だったと思いますが、3年を提案したということで、同じ観光施設でしたら10年だったのに、3年ということの、その経緯についてだと思っておりますが、これにつきましては今、燃料高騰、特に電気料の高騰等でここ2、3年を見ると、相当な赤字が出ているものを指定管理者のほうで何とか運営をしていただいているような状況でございます。このまま指定管理に出すということになりますと、指定管理料を今思っているところでは上げていかないと受け手はないというのはもう見えているような状況でございます。指定管理料についてもそういったところも踏まえて考えることがひとつ。また指定管理料を上げるということになりますと、これ10年やってくださいと、相当な費用も当然もう10年つぎ込んでいくということも見えます。そういったなかで考えられるのは、ある程度燃料高騰等の状況は見極めれる期間というのが、今、私どもでは3年ではないかと思っておりますので、そういった3年間でどういった動きになるかというのをしっかり見て、その次の方向性を考えていくというふうに思っている3年でございます。この香遊ランドにつきましては合宿等の人気もございますし、温泉につきましては観光客の皆様もそうであります、町内の方も随分使われているというふうに聞いておりますので、これもじゃあ3年後、安易にできないなら閉めるよということではなしに、どういう方向が一番いいのかをしっかりとこの3年間で見極めてつないでいきたいというふうに考えている3年間でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） いみじくも課長おっしゃったとおりで、これからの3施設において私は10年間指定管理出す、そのときの町の考えは今後10年間で軌道に乗っていただきたいという思いのうえで議会へ出された。しかしここで方向転換した。これは決して悪いことではないと。判断を見誤ったと。やっぱり考えて経費も節減していかないといけないという、意地を張って突き通すよりもちゃんと方向転換できておるといのは私はすばらしいことだと思います。

続きましてこの3施設、先ほども言いましたが、香遊ランドはこの間の全員協議会で提案があった。指定管理料倍以上になってますよね。そうまでしてやる必要があるのか。その点も踏まえて。指定管理期間を3年にしています。ここで事業者とどういった話をするのか。現在、この3施設はすべてジャパンクリーンサービス様、世羅町の旧の観光施設の3施設、八田原グリーンパーク、せらにし旅行村、香遊ランド、すべてジャパンクリーンサービス様に指定管理を受けていただいております、譲渡に向けた話、こういったことも一括でできる。3施設を今、受けていただいておりますから、方向性としては1者で話ができる。協議調整を今後早急に3年間のうちでもやっていただきたいと思っております。今回、協議調整、譲渡ということも踏まえて、もしですよ、現在、無償譲渡、ただでいいから、3施設を運営してくれ、あげますよと言った場合に、事業者は受けると思いますか、お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 今のご質問でございますが、3施設、八田原グリーンパーク、せらにし青少年旅行村、香遊ランド。まず香遊ランドの、全協でご説明させていただきました今後の指定管理料、倍以上出してでもというところがどうなのかというご質問を最初にいただきましたが、これにつきましては、先ほどの答弁でもご説明させていただきましたように、今この4月にこれをやらないということになりますと受け手はないというふうに思っております。ただ香遊ランドは先ほどのちょっと重複しますが、町民の方にも愛されている、そして長いこと観光施設として、世羅町の観光施設として育んできた施

設でもございますので、この4月に受け手がないからできませんということは私も決断できる部分ではないというふうに判断しておりますので、ここはいったん増額にはなりますが、先ほどの3年というところでしっかり今後の状況をみて方向性を決めてまいりたいというところがございます。今のそれ以外の3施設、同じ指定管理者、管理業者さんが受けていただいておりますが、この3施設がこの4月に無償なのでやってくれといった場合どうかというご質問だったかと思いますが、それで正式に聞きに行ったということは当然ございませんが、現場を訪れたり、向こうの担当の方がお出でになられたときにちょっとそういったようなニュアンスの話をさせてもらうことがございましたが、今の現状の指定管理のままでは無理だと、難しいという感じを受けたところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 無償譲渡する、やってくれと言っても事業者としては難しいと。受け取らないと。ちょっと、もう1個だけ聞かせて、課長、どのようなニュアンスでその事業者と話したときに捉えられましたか。無償譲渡のみならず今の新しい指定管理の補助期間を設けて支援するというような策を議会へ出してきましたよね、そういった策を講じれば受けてもらえるように感じたのか。ちょっとその点、課長の手ごたえというものを伺いたいと思います。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。まずいわゆる補助制度の創設によって、今後、こういった施設を受けていただけるかというような感触ということでございますが、まず今回の補助制度の大きな目的と言いますのは、目的と言いますのは、当然今運営されている指定管理者さんにですね、自らやっていたかということでございますが、いろんな施設があるなかで産直市、大きくは4つあるなかで、カメラは旅行村の中に存続しているということもありまして、それ以外の3つの産直市がございますが、産直市をまずできれば自らやっていたかというふうに担当課では思っているところでございます。併せてその後、先ほど出ました観光施設ですね、そういった所へつなげ

ていくというふうに考えておりますので、産直市のほうへまだこの制度は議会のほうへも説明させていただいたばかりでございますので、正式な話もしたこともありませんし、どれだけの金額がとかいうようなことも正式にはしておりませんので、感触がと言っても非常に難しいんですが、産直市についてはいろんな要望いただくことがございますので、今年度も要望が出ている施設もございます。要望にちょっと絡めまして、もしこんなことだったらどう思いますかみたいなほかの話も含めてですね、するなかではですね、要望をいただいているところについては、これは私の感じなので結果わかりませんが感触があるのではないかというふうに少し思っております。そういうこともございまして是非、この制度は、ということで産直市に特化して言いましたが、産直市につきましてはそういう感じを受けております。観光施設につきましては10年の指定管理を出しておりますので、そのなかでそういったところはまた、その制度ができてからになるかと思いますが、またしっかり話をしていく必要があるかというふうに思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 答え易いほうの産直市のほうは今回聞いておりませんが、お答えいただきましたので、産直市はそれで進めてください。問題は観光施設のほうです。もう一度プラスしてお伺いしますが、今、課長おっしゃられるのは事業譲渡、継続が主な念頭においての交渉だという感じでさまざまな提案されていると思うんですけど、私、これまた2つあると思うんですけど、課長も先ほど、ちょっといみじくもおっしゃられたと思うんですけど、勿論無償譲渡を受けてくれない。そしたら変な言い方ですが、お土産を付けて渡すのか、ということまでする必要があるのか。もしくは先ほど来言っていますように、閉鎖も踏まえた、今、この10年間の指定管理を八田原グリーンパークと旅行村は出しております。しかしながら、町の契約書面の中に相互の話し合いによりこの施設を今後どうするかという文言があるのではないかと思います。閉めるといった、譲渡を持ちかけたときに最終的に折り合わない場合、閉めるといった選択肢、こういったのも持ち得ているのか、どうか。課長が答えにくいのであれば、町長、お尋ねします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 失礼しました。先ほどのご質問、観光施設について特化していたということですが、観光施設につきましては、感覚的には、今からのまだ10年間のスタートが切られたばかりでございますので、今からの指定管理者さんの、いわゆる今、経営努力されておりますので、コロナが緩和されまして、だんだん来客も増えてきている。そういったところをやはりもっと見られないと、たぶんその辺の感触というのは得られないというふうに思いますので、そこらにはもう少し時間を、私どももしっかりその辺の話をする機会をまた持っていきたいと思いますが、しかし時間がもう少しかかるかというところがございます。その観光施設を10年後に閉めるという選択肢はという、

▼【高橋議員：「事業中途」】

途中でもということですが、申し訳ありません、公募したときのなかへ途中で譲渡できる文面が謳ってあったかどうかにつきましては、私が確認しておりませんので、そこは大変申し訳ないと思います。今の基本的な考え方としてはそういったことも視野に入れたいというふうには担当課としては思っているところは答弁させていただきます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 事業実績をまだ担当者代わられたばかりであり出てないというのはわかりますけど、旅行村ないしは10数年以上経営していて、ある程度の売り上げを議会でも示されてますよね。利益出てないのはわかっています。今の事業者様が出そうとしても難しいというのも、これからなので、2、3年見てください。そこで判断ができてやっぱり難しいというのであれば、ずっと町が指定管理料を出して運営していくのが果たして正しいのかは誰でも計算できると思います。

今回せら香遊ランドに関しまして指定管理料を600万、700万で行っていたものを一気に次は1400万で出されているんですよ。ということは困難だというのが目に見えたなかでの議会への提案でございますよ。それをさらに延長

するだとか、それをさらに議会に出してきても、何のために指定管理施設を経営しているのか、もう本末転倒も甚だしいところでございます。こんな経営をしているのは近隣市町を除いて、世羅町しかありません。これ断言してもいいです。訳のわからない政策ですよ。利益が出ないものにどんどん指定管理料を出していく。600万、700万で前香遊ランドの事業に関しては、前任の指定管理者の方は降りていますよね。調停もしていますよね、こういった事象も起こっています。というのは利益採算がとれないというのは課長も存じ上げているでしょう。それを次また800万上乘せして、1400万にして、じゃあ、香遊ランドがこれで立ち直っていくんですか。皆さんの税金をそこに注ぎ込むだけでしょ。これで3年また経ちました。利益は上がらんけど、またそこに銭を突っ込む。こんな経営をしているところはないですよ。課長のお気持ちをお聞かせ願います。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えします。まず先般ですね、全員協議会でご説明させていただきました年間で言いますと、約700万程度の増だったかと思いますが、これにつきましては、ここ数年のところをもって試算しまして、当然それくらい不足してきているというのがわかっておりますので、そこについては指定管理料というのは収入と支出の差を指定管理料として出していますので、そこはそれくらい増やさないとその施設は運営していくことはできないということで試算して出したものでございます。じゃあ、そこまで出して、さらにどんどんいくのかというご質問だと思いますが、ですからこれにつきましてはこの4月はもう私として、担当課としてもですね、先ほど重要な施設であるということについてはすごい認識しておりますので、これを4月に閉めるということにはならないと思います。それじゃ何ができるかと言いますと、やはり3年見るなかで、短い3年でございますが、3年の中で電気料等の動きも変わってくると思います。そういったところを見ながらですね、3年後には本当にどうするのか、これはしっかり見極める必要があると思います。そういった厳しいことが3年後に来るかもしれませんが、それは町の重要な施設であるということ踏まえて本当にどうするのか、しっかりそこは考えなければいけない

という時期に来ているということは認識しております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっと苦しい答弁にもなってきましたけれども、課長の行動には非常に期待をしておりますので、しっかりと精査して今後取り組んでいただきたいと思います。もう一度言いますよ。譲渡ばかり考えて、10年契約結んだところは譲渡しないといけないということもあるのかもしれませんが、譲渡だけを考える、譲渡する相手の土俵に乗ってますからね、今うちは。相手の土俵にね。指定管理受けると10年間なってますから。相手の土俵に乗ったままで、じゃあ、どうやったら受けていただけるのかというところなんです。向こうがただでもいらないと。それじゃあ、1000万解体費用を設けてくれ。何千万付けてくれ。これなら受けると。もう完全に相手の土俵ですよ。しっかりね、ここら辺協議調整できるのであればしてください。これは事業閉鎖も踏まえて、ただで受けとっていただけないのであれば、もう事業閉鎖も踏まえて相手と交渉してください。

最後に目指す観光のあり方について3問目お伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。3点目の「目指す観光のあり方は」についてお答えします。

第2期世羅町観光振興基本計画で、掲げています観光客数並びに観光消費額の増加を実現するため、町の指定管理施設と観光農園や飲食店等の民間観光事業者との連携は非常に重要であると考えております。

各事業者が連携することで、ツアー型の観光による集客、訪れた観光客の皆様が1か所の観光施設にとどまらず、周遊することで世羅町内へ長時間滞在し、そのことが食事、土産物の購入など観光消費額の増加へつながると考えます。

町といたしましては、観光協会や各事業者との意見交換を行いながら、目標が実現できるように補助事業の拡充並びに予算措置等、しっかりした支援を行ってまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） まさに課長のおっしゃるとおり。私もそのように思います。東の玄関口であります道の駅世羅、これは観光協会が中心となり、いずれ譲渡する町の指定管理施設と観光農園や飲食店、こうした民間事業者との連携が非常に私も重要であると、このように考えます。現在世羅町の観光においては世羅町の観光の約70%、

○議長（米重典子） 残り1分です。

○1番（高橋公時） はい。県内の50%のお客様、県外であれば70%、県内は50%のお客様が世羅高原農場、花夢の里、フジ園、こちらを目指して世羅町に訪れている。これ調査結果として出ていると思います。そうした実績のある事業者の意見を尊重し、これまたしっかり聞いていただきたいと思います。昨日も5番議員のほうからもさまざまな質問があったかと思います。この第2期世羅町観光振興基本計画が絵に描いた餅にならないように申し述べてこの質問を終わりたいと思います。課長には非常に期待をしておりますので、引き続きご尽力いただきたいと思います。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） いろんなご指摘をいただきましてありがとうございます。観光事業者様からはですね、すでにいろんなご提案等もいただいているところでございます。このご意見をしっかりと踏まえてですね、今年度後半になっておりますので、来年度に向けてしっかりと支援策等も打ち出してまいりたいと考えております。観光の基本計画がですね、ご指摘いただきましたように、絵に描いた餅にならないように、食べれる餅になるようにしっかり前に進めてまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で 1番 高橋公時議員の一般質問を終わります。

次に COCOLO プランを受けての不登校支援の推進は 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

全国の小・中学校で、不登校の児童生徒数が急増し、約 30 万人となりました。学校や教育委員会においては、魅力ある学校づくりのための努力が重ねられてきています。

一方で、子どもたちの実態と学校との間に合っていない部分が存在することが、不登校の児童生徒が増加した背景にあるとも指摘されております。不登校が増加傾向にあるという事実からも、これまでの教育のあり方を見つめ直す時期に来ていると言えるのではないのでしょうか。

教育のあり方を考える際には、自己肯定感の向上の必要性を重視すべきであると考えます。日本の子どもたちの自己肯定感の低さは、従来から大きな問題となっています。自己肯定感は学びの大前提であり、不登校とも大きく関わっていると考えられます。

文部科学省は、令和 5 年 3 月 31 日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくために「COCOLO プラン」を発表いたしました。

これに先立ち公明党は不登校支援プロジェクトチームを立ち上げ 3 月 23 日に「子どもの自己肯定感をはぐくむために」との提言を行いました。今回の「COCOLO プラン」には、公明党の提言内容が多く盛り込まれています。

今年 3 月の一般質問でも総務文教常任委員会の調査でも、不登校支援について取り上げさせていただきました。今回はその後発表となったこの「COCOLO プラン」を通して、質問をさせていただきます。

まずはじめに不登校の子を持つ保護者の支援についてお伺いをいたします。

不登校の子どもを支援していくうえで、その保護者を支援していくことは重要であると考えます。不登校の子どもの「保護者の会」は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では、行政からの支援はほぼなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、地域によって状況がさまざまであります。

そういった状況を受けて、今回の「COCOLO プラン」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援しますと明記されました。そこで、本町においても、教育委員会が、不登校の子ども

を持つ親であればですね、保護者であれば誰でも自由に参加ができる「保護者の会」を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもへの保護者を支援していくことが必要ではないかと思いますが、本町での取組についての考えをお伺いいたします。

○議長（米重典子） 物品の持ち込みについて、これを許可しています。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま松尾議員から不登校の子どもを持つ親の支援についてご質問いただきました。この支援における本町での取組についてお答えいたします。

松尾議員ご承知のとおり、文部科学省は、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」これをCOCOLOプランと呼んでおりますけれども、これを取りまとめまして、そのなかの1つとして、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携し、保護者を支援することと示されております。

本町におきましては、広島県教育委員会からの指定を受けまして、甲山中学校区、小中3校ございます。それから世羅中学校区、こちらは小中1校ずつ2校ございますけれども、その2つの校区におきましてスクールソーシャルワーカーを配置しております。そのうえで、各学校の教育相談担当者、それから町の教育相談員と連携を図りながら、不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っているところでございます。

また、児童生徒の発達や進学等における相談役として、町内に3名の相談員及び指導員を配置しております。とりわけ、教育相談所「高野塾」におきましては、令和4年度から各学校の教育相談担当者との連携会を定期的実施しております。児童生徒の状況把握、保護者の願いや支援のあり方など情報交換を行っているところでございます。

したがって、議員ご指摘の「保護者の会」を設置することも、引き続き研究してまいります。そしてまずは「COCOLOプラン」に示されておりますよう

に、教育委員会としましては気軽に子どもの発達や進路等の悩みを相談できる体制整備を強化してまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） まずはこのグラフを見ていただきたいというふうに思います。これはNPO法人登校拒否不登校を考える全国ネットワークがアンケート調査を保護者に対して行ったアンケート調査の結果であります。このアンケートでは不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66.7%、孤独孤立感を抱いた親が53.1%に上ります。

また必要な支援をしてほしいという項目が、学校以外で安心できる居場所、人とつながれる、それが80.5%、学校の柔軟な対応76.9%、経済的支援68.7%などが挙がっております。これは複数回答でありますので、足して100%にはなりません。大きい数になると思います。

また不登校児の親が助けになったと感じた相談先としては学校や行政の窓口よりも不登校児の親の相互交流の場である親の会や、フリースクールを挙げる回答のほうが多かったという事実があります。ここに大きな意味があると思うんですね。私も不登校の子どもを持つかつては親でありました。そういった意味から言っても学校に相談するというのは非常に敷居が、ハードルが高い。そういう状況があると思います。

先ほどの答弁の中で教育委員会としては気軽に子どもの発達や進路の悩みを相談できる体制整備を強化するというふうにご答弁にありました。この強化するというのは具体的にどういうことを指すのか、お答えいただきたいと思いません。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 議員ご指摘いただきました子どもの発達、進路等の悩みを気軽に相談できる体制整備というところでございますが、今現在、先ほど教育長も答弁いたしましたように、教育相談所といたしましては高野塾がございまして、それのみにかかわらず、議員ご承知のとおり東広島にスクールSが設置されております。実は本日そのスクールSと高野塾、また教育委員

会と午前中に連携をいたしまして、令和6年度に向けてスクールSを拠点として、さまざまな保護者の方、世羅町のみならずですね、そういった拠り所となる拠点をたくさん作っていこう。世羅町で言いますと高野塾になりますが、それ以外にもつながりを、ネットワークを作る、そういった話も出てきております。そういったお声を聴かせていただくなかで、本町として強化していきたいというのがひとつです。

もう1点は、体制ではございませんが、昨年度、実は特別支援教育に関わりまして、さまざまな保護者の皆様から相談の窓口であったり、進路等のお声を聴いておりましたので、教育委員会としてマニュアルというか、ガイドラインを作ったところがございます。こういった不登校等に関わりましてもそういった悩み等共有できるような冊子であるとか、そういったものも考えていきたいなというふうに現段階では考えているところです。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういう連携ができるということは本当に親にとっても喜ばしいことだというふうに思います。横のつながりができるというのは大変に心強いものだと考えますので、しっかりと進めていただきたいと思いますし、またパンフレットという話も今、ありました。11月に総務文教常任委員会のほうで北九州市、不登校支援の先進地として行政視察をさせていただきました。そこは教育支援室というものを持っていらっしゃるって、そこでパンフレットを作られているんですけども、すごく私も心に残った言葉だったんですが、一番最初の頭にですね、「不登校は問題行動ではありません」という言葉がありました。本当に保護者にとっては不登校を受け入れること自体がハードルが高かったりするわけですね。だからそういう社会全体が問題行動ではないんだって、特別なことではないんだってということを理解してもらおう。これが大事なんだというお話もされました。だからそういうこともしっかりと進めていただきたいと思います。

続きましてスペシャルサポートルームについてお伺いします。

不登校の児童生徒は、一人一人の状況が大きく異なるので、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要であると考え

ます。

公明党は、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等の設置を提言いたしました。さらに、不登校の児童生徒が、自宅にいても学習を進めることができるよう1人1台端末を活用し、授業を自宅等に配信してのオンライン指導の充実等も要望しております。

今回の「COCOLOプラン」の中では、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置促進と共に、学校での授業を自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センターに配信し、オンライン指導や、テスト等も受けられるようにするということが明記されました。

教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、スペシャルサポートルーム等を本町すべての小中学校に設置する必要があるというふうに考えます。現在の設置状況と取組についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 先ほど松尾議員おっしゃっていただいたようにですね、不登校がいけないというのではなくて、多様な学びの場を広げていく。大切な子ども一人、一人をどのような学びにつなげていくか、しっかり考えてまいりたいと存じます。

先ほどご質問いただきました「本町におけるスペシャルサポートルームの現状と取組は」について私からお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、令和4年度から県の指定を受け、甲山中学校にこのスペシャルサポートルームを設置しております。

このルームでは、対象の生徒一人一人に対し、個別の支援計画を作成し、生徒の状況に応じた学習支援を行っております。また、今年度は、スペシャルサポートルームの担当者が校区内の小学校、また近隣中学校の校内研修等に参加し、不登校等への対応のあり方について協議をするなど、取組の成果の普及を行っているところです。

議員ご指摘の「すべての小中学校にスペシャルサポートルームの設置を」、このことにつきましては、議員ご承知のとおり、このルームは広島県教育委員

会が指定した学校に設置することとなっていうふうな一応きまりにはなっておりません。しかしながら先般のですね、不登校の数、非常に増加しておりますので、世羅町教育委員会といたしましては、広島県教育委員会に対しまして、本町の現状と課題について丁寧にご説明させていただいて、引き続き要望してまいりたいと存じます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この世羅町の中では甲山中学校にスペシャルサポートルームが設置されているのは存じておりますけれども、甲山中学校以外の学校で子どもが、不登校の子どもたちが居場所となる場所というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 甲山中学校以外のいわゆるスペシャルサポートルームのようなそういった特別な配慮的な部屋、部屋自体は設けてはおりません。しかしながら学校の現状等、毎月担当の指導主事等派遣してですね、聞かせていただきますと、保健室登校であったり、職員室であったりとか、また高野塾等の利用を通して、できるだけ学校に来るようにということで配慮をしているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 先ほどの答弁の中で取組の成果の普及を行っているというふうにご説明いただきました。この取組の中における成果というのは、具体的にはどういったことを思っているのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えさせていただきます。特に成果の、たくさんあるんですが、そのひとつといたしましては、やはり子どもたちが学校に来ることが楽しいというか、自分で考えたことができることということが一番だと思っておりますので、そのなかでスペシャルサポートルームの取組のひと

つとしてMY時間割というのを、子どもたちに自ら本日の流れであるとか、明日こうしていきたいというのを、教師は当然助言・指導しますが、子どもたちが自分のこととして計画を立て、明日もという学びにつながるように計画を立てていくことが非常に有効だということを聞いております。そういったMY時間割を作成するうえでの配慮であったり、やり方について普及等を図っているところです。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 自己決定というのがすごく大事だという話を北九州の行政視察に行ったときにもお話を聞かせていただきました。そのなかで自分が決めたことをきちんとやって、達成感、それを感じる事が大事なんだというふうにもおっしゃってございました。一つ一つ本当に自分がやりたい事を見つけ出すという形でその支援室にはいろんなものが置かれておまして、子どもたちが本当に興味を引きそうなパズルであったりとか、いろんなものが置いてありました。そういった取組も必要になってくるのかなというふうにも思いますし、先ほど県のほうにも設置をね、要望していくという力強い言葉もありましたのでしっかりと全校にそういったサポートルームができるような形になっていけばいいなというふうに思っております。

では次の質問に移らせていただきます。オンラインの指導体制の確立についてお伺いをいたします。

学校の授業を、自宅やスペシャルサポートルーム、また教育支援センターに配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだというふうに考えますけれども、その現状と、また今後の取組についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは続きまして「オンライン指導体制の現状と今後の取組は」についてお答えさせていただきます。

学校の授業をオンライン配信する体制につきましては、各学校が児童生徒の個別の状況に応じて実施しております。また、学級担任と児童生徒がビデオチャットなどを活用し、生活状況を把握したり、学校の時間割等の連絡をしたり

するなど、1人1台端末を活用した個別支援も行っております。

続きまして、スペシャルサポートルームへの対応でございますが、教科で申し上げますと、国語科・数学科・社会科・理科・英語科を中心に、教室とスペシャルサポートルームをオンラインでつないだ授業を行っています。生徒が単に授業を視聴するだけの授業とならないように、チャットを活用しまして、生徒が意見を述べたり質問したりするなど、双方向となるよう工夫した授業を現在、展開中でございます。

また、本町における教育支援センターにあたります、教育相談所「高野塾」についてでございますが、児童生徒の社会的な自立、これを目指しまして、相談員や指導員はもちろん、利用しております児童生徒同士でのコミュニケーションを図ることを非常に重視しております。そのため、この塾におきましてはあえてオンラインではなく対面での実施をしております。

今後の取組につきましては、各学校等の創意工夫により行われております取組の情報を収集・整理いたしまして、より効果的な事例について共有を図ってまいります。また、そのうえで、1人1台端末を有効に活用した学習支援の在り方を協議等の柱に据えまして、研究を深めてまいりたいと存じます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 先ほどの答弁の中で、本町における教育支援センターにあたる教育相談所「高野塾」というふうな位置付けをされておりました。「高野塾」を本町の教育支援センターとして位置付けるのであれば、それをもう1歩進めていただいてですね、北九州市で行われているような教育支援室としての機能を持たせていくことはできないでしょうか。というのもですね、その北九州市で実施されていた教育支援室では、昨日ですね、同僚議員も提案をしていたかと思いますが、定年をされた校長先生が先生となって、ビデオと、テレビ、撮影をしながらそれを流しているんですね、オンラインで。勿論教育支援室に来れる子どもさんもいますけども、そこにも来れない子どもさんも当然いらっしゃるわけで、その子どもさんに対してオンラインの指導を、国語の授業があるというふうにもおっしゃってましたけれども、そこを学年問わず、国語だったらできるということで国語を選ばれているということもお話の

中でありましたけれども、そういったなかで自分の顔を見せなくてもいい、チャットでそこに参加するということもできるというような形で、とにかくそこに覗きに来てもらうのが大事なんだっていうふうなお話もされておりました。そういう形でそこで中心になって活動してらっしゃるのが今まで人事を担当されていた方だそうで、その人が子どもに学びの場を与えたいと。このことに賛同してもらえる人を引っ張ってきて、1本釣りをお願いをして授業を展開してもらっているんだというお話もされておりました。それがこの世羅町でも実現できたらきつともっともっと、自宅に居ても学べる、そういうものができたらなあというのはすごく感じて帰らせていただきました。そういった取組がいろんなところで広がって行って、不登校の子であっても、そうでない子であってもいきいきと学んでいける。自分が自分で、自分らしくあれるという、そういう場になっていけばいいなというふうに考えております。不登校支援室、教育支援室をこの世羅町にもと思います。名前は「高野塾」でも構わないんですけれども、そういった形での取組を進めていただけたらと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） この本町においてですね、名称はさておき、そういった取組、内容についてより充実させていく必要があるのではないかとのご質問というふうに受けさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、今現段階の「高野塾」はどちらかと言いますと、社会的な自立、とにかく家から出ること。人との関わりを持つことということが大きな目的になっておりますが、先ほどご指摘いただきましたように、たとえ家にいてもですね、学びをつなげたり、広げたりすることができる、そういったオンラインの活用、そうしたことを総合的に勘案したうえでの教育センターの設置というふうに捉えさせていただきました。

以前私も県の人事担当だったので、そういう意味でどのように人を配置して、なおかつ、また過去で管理職の方、またそういった生徒指導上、有するですね、先生方にもしっかり声を掛けていきながら、本町にとってどういった所に設置し、どういった目的でそういったセンターを設置することを通して子ど

もたちや保護者の皆さんに返していけるか、しっかりそこは吟味、研究してまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。「高野塾」についても今、週2日ですかね、日数を増やしてほしいという保護者の方もたくさんいらっしゃいます。そういった要望にも柔軟に、先ほどありました学校の柔軟な対応というのを保護者は望まれておりますので、そういった柔軟な対応にも努めていただいて、取組を進めていただけたらというふうに思います。

では次の質問に移ります。学校の成績への反映についてお伺いをしてまいります。

自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の”多様な学びの場”が拡大している中で、そういった場での”学び”が学習成果として評価されないために調査書、内申書の成績がつかず、また不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。

公明党は、不登校の生徒の高校進学を支援するため、多様な学びの場、自宅、スペシャルサポートルーム、教育支援センターでの”学習の成果”について、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務化すべきであると提言いたしました。

「COCOLOプラン」では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの学びの結果が、成績に反映されるようにすると明記をされました。

今回の「COCOLOプラン」で示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センターでの”学び”の結果を、確実に学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、本町の中学校における現在の状況と今後の取組についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「中学生の不登校生徒における成績へ

の反映状況と今後の取組は」についてお答えさせていただきます。

自宅やスペシャルサポートルームにおきまして、オンラインで授業に参加した生徒につきましては、学校の別室で個別に定期試験等を受けさせたり、実技指導を行ったりするなど、学んだ記録や様子などをもとに評価している状況です。

また、教育相談所「高野塾」におきましては、相談員が学習の状況等を記録して各学校へ情報提供するほか、学校の課題や試験などを高野塾で行ったものを含めまして、学習評価に反映しております。

今後につきましては、観点別評価の一つでございます「主体的に学習に取り組む態度」、つまり学習意欲、こういった側面を、どのように適切に評価していくかを具体的に整理していく必要があると考えております。引き続き、不登校の児童生徒への対応は勿論ではございますが、すべての子どもたちにとって、選択の幅を広げられるより良い進路指導・進路保障につなげていく、そのような取組を進めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 本当に学びたいと思ったときにその学びの道が開けるようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回のCOCOLOプランの文部科学大臣のメッセージの中にですね、今回のプランを実現するためには行政だけでなく、学校、地域社会、各ご家庭、NPO、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要です。文部科学省では支援が必要な子どもたちが学びにつながるようにすることと、すべての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子どもたち一人一人の状況によって異なるため、子ども家庭庁や地方公共団体、学校等とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。不登校となっても学びを継続し、社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子どもの学びに関わるすべての関係者と共に取り組んでまいりますという決意表明で終わっております。誰一人取り残されない学びの保障が実現することを念願してこの項目の質問を終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、松尾議員おっしゃいました文部科学大臣のメッセージの中にありました学びの保障、それからですね、議員おっしゃいましたいくつかの言葉のキーワードとして、北九州への視察でパンフレットの中にありましたけれども、「不登校は問題行動ではありません」ということ。それから世羅町の中での安心して学べる、そして親も含めたそういう居場所づくりということをおっしゃったと思います。ですから私ども、今、私と課長で答弁させていただきましてけれども、まずはその形を作るときにですね、声に耳を傾けなければいけないと思っております。現場でいろんな思いを持っておられますし、不登校になるというのはひとつの理由ではございます。いろんな理由が積み重なっております。そういうところの声に耳を傾けまして、意識を変えていく。私たち教育委員会としては学校現場のほうにまた指導・助言をいたしまして、そういう意識、そして形あるもの、仕組みについても今後も積極的に研究してまいりたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に 投票に支援を 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） はい、議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） すべての国民は、選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があっても、高齢者や障がいのある方など投票すること、それ自体が困難な方がおられます。

投票所のスタッフにうまく説明できず、投票を途中であきらめて帰ってしまうということもあるようです。困難を抱える人たちでもスムーズに投票できる仕組みづくりは重要であるというふうに考えます。

そこで、次の3つの提案をしたいと思っております。

まず一つ目、投票支援カードの導入についてのお考えをお尋ねいたします。

投票に対して困難を抱える人のハードルを下げるのに役立つのが「投票支援カード」です。多くの自治体で導入が進んでいます。本町でも支援カードを作成し、導入するお考えはありませんか。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の「投票に支援を」のご質問、1点目にご
ざいます「投票支援カードの導入」についてお答えをさせていただきます。

投票のお手伝い、支援を必要とする方への接し方につきましては、投票され
る方がどういった支援を求められているか、投票に来られた方から、または事
務従事者からの問いかけをきっかけに対応しております。口頭での応答が難し
い場合には、指さしにより意思を伝えることのできる「コミュニケーションボ
ード」の利用も数年前から始まり、今年に入りまして他市町の選挙におきまし
て議員ご指摘の「投票支援カード」の利用が広がりを見せているように感じて
おります。

投票所内への用紙の持ち込みについては、考慮すべき部分もございしますが、
この「投票支援カード」は、意思表示が苦手な方でも受付でスムーズに意思表
示できる面もあり、導入につきましては、県の選挙管理委員会とも連携しなが
ら投票支援のツールとして検討してまいりたいと考えているところでございま
す。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この投票支援カードがですね、投票のお手伝いが必要な
人に対して、このカードに書いて入場券と一緒に投票所の係りの人に渡してく
ださいというふうに書かれてあるものなんですね。手伝ってほしいことにチェ
ックを入れるような形で作られておりまして、いろんなパターンがあるんです
けれども、この飯能市のものですね、代わりに書いてほしい、要は代筆
をしてほしい。そこにチェックマークがその前にありまして、その人は代筆し
てくださいという人はそこにチェックを入れる。また、付き添ってほしい、足
元がもたつくとか、もたないのか、案内をしてほしいという方だったりで
すね、また候補者の名前を読んでほしい。字が読めないという方も中にはいら
っしゃるわけですね。それを口頭で言うというのはすごく勇気のいることで、
それをチェックを入れて渡せばそういうふうにしていただけるわけですから、
本人の自尊心もそんなに傷つかないということもあるかと思えます。またこれ

以外にまた手伝ってほしいことがあれば、空白の欄があつて、そこに書き込めるようにもなっています。その裏面には代理投票についての説明であるとか、病気や怪我などで投票用紙に文字を書くことが難しい場合は投票所の係りの人が代わりに文字を書いてもらうことができますよというようなことも書いてあったり、本人の代わりに、家族であるとか、付き添ってきた人が代理で書くことはできませんということもはっきりと明言されています。これは飯能市のみの支援カードの形ですけれども、別なところでは文字ではなくて絵で示されたような投票支援カードも作られたところもありました。そういった意味で言わなくても出せばしていただけるというのはすごく簡単でありますし、入場券と一緒に受付で出せば、そういうふうに自分のしてほしい支援が一目瞭然というか、何も言わなくてもしていただけるというのは投票する人にとってはすごく楽な、また投票に行こうという気持ちにもなってもらえる、そういうものであるというふうに思います。近年投票に行く人がだんだん、投票率も下がってきているのではないかなというふうなことも危惧したりしますけれども、そういう意味で投票に行こうということが呼びかけられるような、そういう取組にもなっていくのではないかと考えます。どうかこの導入について前向きに考えていただければというふうに思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 投票支援カードについてご説明を含め、ご質問を頂戴いたします。

まず本町の投票の状況でございますけれども、16の投票所を設け、また期日前投票を行っておるところでございます。障害等の支援が必要な方につきましては、土足であり、バリアフリー化であつたり配慮しながら対応させていただき、投票所におきましては、指差しで候補者名を指し示していただけるような掲示紙の準備ですとか、そういった配慮、点字投票含めて配慮をさせていただいているところでございます。総務省におきましては今年1月に入りまして、障害等のある方に対して投票所での対応例なども出されておりました、こうした動きと共にご質問いただいております投票支援カードにつきましても広がりを見せているところではございます。広島県内におきましても実際に使用

している選挙管理委員会がございまして、そちらでは投票支援カード並びにコミュニケーションボードと言いまして、指差しで示していただけるものを準備されているというところを承知しております。

今後、県選挙管理委員会等の指導をいただきながらですね、こういった工夫について前向きに進めてまいりたいと考えております。投票所での投票のサポートは勿論、この支援カードを用いることで、事前に自宅でホームページ等からですね、カードをダウンロードして準備していただくといった方法がとれます。投票所で改めてコミュニケーションを取るという難しさを大きく軽減できるものとして積極的に活用に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 前向きなご答弁をいただきましたので是非取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、期日前投票所を自由選択に。今、投票所はせらにしのタウンセンターとこの本庁の2か所が期日前投票の投票所になっているかと思えます。旧世羅西町の方はせらにしタウンセンターで、また旧甲山町、旧世羅町の方はこの本庁でというのが、今の期日前投票のあり方だというふうに認識をしておりますけれども、これをある方から言われたんですね。「本庁へ行くよりもせらにしタウンセンターのほうが近いんじゃないけど、どうしてあそこでできんのん？」というふうに言われました。一応ご説明をしてですね、「二重投票になったらいけないんじゃないかね」とかいう話もさせていただいたりしたんですけれども、そういった形でどこでもできる、たとえば買い物に来たついでに、世羅西の方が役場のほうに用事があって来て、そのときについでに投票も済ませて帰りたいと思ったときに、「本庁ではできません」と言われてしまうわけですよ。そういった意味で、投票したい人の投票の妨げにならないような形で、投票所のあり方、期日前の投票が自由に選べるような、今、2か所ですけれども、そういった形でできないものかなというのはすごく感じます。今、マイナンバーも進んでいって、DX化もどんどん進んでいくんだと思いますけれども、そういったことも加味しながらですね、二重投票を避ける形の投票のあり方と

いうものも考えていただければなというふうに思います。その点いかがでしょうか。2項目目です。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「期日前投票所を自由選択に」のご質問にお答えをいたします。

投票日に仕事などの用事で投票に行くことができない場合など、投票期日前に投票が行えます期日前投票制度は、宣誓書の簡素化も進んでおりまして、その利用は定着して増加傾向にございます。

期日前投票所につきましては、ほかにもご意見等をいただいているところでございますが、選挙システムの関係ですとか、二重投票を防止する面から、自由選択といった対応は難しいのが現状でございます。

現在、国においては自治体情報システムの標準化に向けた取組が行われておりまして、選挙につきましても今後のシステムの対応等により検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 早急にですね、このシステムの改修を行っていただいて、お金のかかることですから、なかなかすぐに「はい」というわけにはいかないと思いますけれども、そうした対応をしていただくことで投票を回避するようなことがないようにしていただければというふうに思います。

では次の質問に移ります。最後の質問ですけれども、商業施設に期日前投票所を設置するお考えはありますか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは3点目の「商業施設に期日前投票所を設置する考えは」のご質問にお答えをいたします。

商業施設への期日前投票所の設置につきましては、先ほど議員ご指摘いただきますとおり、買い物ついででの利便性といった面から投票率の向上などに効果が期待できるものであると認識をしております。しかし実現に向けましては、

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、選挙システムの問題、二重投票の防止のほかにもですね、投票の秘密を守るための投票スペースの確保、また投票用紙の保管に関する場所などの課題も多くございます。投票情報の安全上の問題も踏まえまして、慎重な検討が必要になってまいります。

今後のシステムの標準化への対応も含めまして、投票率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この商業施設への期日前投票所を置くというのはね、高齢者の方もそうですけれども、特に若い世代にとってはすごく投票しやすいということがあるかと思えます。千葉県のほうではディズニーランドで投票できたりとかね、いうこともございます。遊びに行つてついでに投票もできるというようなことは投票率の向上にもつながっていく、そういう施策であるというふうに思いますが、なかなか若い人がじゃあ、スーパーマーケットへ行くんかといつて聞かれるとですね、疑問に思うところもありますけれども、普通の投票所へ行くよりも気軽に行けるという意味では、若い人たちにとつても投票しやすい場所になるのではないかなというふうに考えます。ですから、前向きに考えていただいて、システムの問題とか、いろんな問題があるかと思えますけれども、ハードルが何個何個も超えて行かなきゃいけないことではあるとは思いますが、先のことを考えていったときに、若い人たちの政治離れというふうなことにもならないようにしっかりとこの取組を進めていただけたらというふうに念願をして私の質問を終わりたいと思えます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 利便性の向上に向けての叱咤というふうに受け止めてさせていただきます。システム面につきましては先ほど議員ご理解いただきますとおりの問題がございます。全国的に整備をされるシステムが必要となるという点もございますし、何よりその先にはですね、以前、投票について関心の高かった電子投票がゴール地点だと考えております。ご自宅で身体の不自由な方でもできるといったところが到達点かなと考えております。そ

れに向けて少しずつではございますが国と歩調を合わせてシステムの構築等は進めてまいりたいと考えておるところでございます。

若者等の投票という点でございますけれども、期日前投票につきましてはかなりの広がりが見られてまいります。最近4年間程度ですね、私の手元の資料等見てみましても、かなりの期日前の投票される方の数は増えてまいりまして、多い選挙では全体の4分の1は期日前で投票されているといったような選挙結果等もございました。この告示日から投票日までの間、一定程度の期間を設けてご都合のいいときに投票していただけるという点をしっかり周知させていただくことがまずは最初かなというふうに考えているところでございます。そういった周知等もしっかり進めながらですね、進めてまいりたいと考えております。

商業施設等への設置でございますけれども、先ほどの2点目のさまざまなご意見を頂戴しているといったなかにもございました。また移動投票所といった都市部ではですね、そういった一定の経費をかけてしっかりとした利便性を準備するといった動きもございますけれども、小規模の自治体としてですね、できるサービスの向上という点から投票率の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） 以上で 8番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

ここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 5 2 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 町立小中学校制服選定を問う 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは通告に基づきまして早速質問に移らせていただきます。

項目1、町立小中学校制服選定を問う。

小学校・中学校の保護者の方々、就学前児童生徒の保護者の方々から、学校の制服について声をいただくことが多くなりました。購入費用が高過ぎるとの声でございます。子どもの教育費が大きいことが少子化の要因となっているとの見方もあります。保護者の出費を抑える取組は非常に重要と考えます。多様性の観点からも制服について、町教育委員会も令和5年5月に保護者に対して制服に関する意識調査を実施しておられますが、その後の取組について、次の点を質したいと思います。

(1) 制服の価格は適正かと題しまして、令和5年第3回定例会総務文教常任委員会において、町内小中学校制服の平均価格が示されました。体操着を含みますけれども、小学校が4万605円、中学校が8万837円であります。この価格は、公立校で適正なものかと判断をされているのでしょうか。また、その根拠はどこにありますか。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま上羽場議員から「制服の価格は適正かどうか、そしてその根拠は」というご質問いただきました。

県内の各自治体の平均価格及び全国平均価格の詳細については、正確な数値は把握できておりませんが、マスコミや新聞等で得た情報によりますと中学生の制服等に係る、入学時の支出金額は概ね8万円から10万円程度であると認識しております。しかしながら、このことをもって、本町における制服の価格が妥当であるか、適正であるか、その判断となる明確な基準・根拠はございません。したがって、教育委員会としましては、その判断基準となるものは見出せない現状も踏まえまして、先ほど申されました令和5年5月に実施いたしました保護者アンケートの結果を重要視いたしまして、現在の本町の制服価格は「高額である」という認識をもって対策を講じてまいります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、教育長からご答弁いただきましたけれども、制服の価格についてお尋ねをいたしましたけれども、支出金額全体でのお話をいただきました。昨日の同僚議員からの質問にありましたように、本町における制

服の価格は男子生徒が5万6000円、女子が6万円というふうな昨日のご答弁でありました。私もですね、この金額ですね、非常に興味がありましていろいろ調べてみました。全国的にすべての学校ではありませんけれども、公立中学校447校を調べて、その平均でみたところですね、概ね3万円から3万5000円という数字が得れました。全国津々浦々であるかどうかというのははっきりわかりませんが、一応そういう数字が出ておりますけれども、その数字やはり公立中学校としては概ねその位ではないかなと思います。やはり公立の学校、義務教育、決められた制服を保護者は与えなければならなかったときにですね、選択肢がないわけですよ。私立校の場合でしたら、その制服等も含めて人気等左右すると思われまので、いろいろデザイナーズブランド、そういったものも含まれて計上されていることが多いんですけれども、公立校の場合だったら、どうもそれは向いてないかなと思います。このことについていかがでしょう。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 私立学校と比べて公立小学校、いわゆる義務教育学校でございますので定まった制服に突出するものではなくて、少し自由度があって選択の幅を広げたらどうかといったふうな趣旨のご質問であったように捉えさせていただきます。昨日もご説明させていただきましたが、近隣市町を調査させていただきますと、本町と同様な形で5万5000円程度、約5万円がということはひとつ聞いておりますが、先ほど議員おっしゃいましたように全国さまざまところで約450校調べられるなかで3万から3万5000円という金額に対しましては、やはり本町においても非常に高いというふうに捉えております。先ほど教育長からの答弁もございましたが、やはりそういった根拠となる、基準となる金額、また世羅町内にお住まいの保護者の皆様方の思い、そういったことも総合的に勘案して本町としては非常に高額であるという認識は持っております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、高額であるという認識というところはお持ちだと

いうことであります。ではですね、そういう話がいろいろ教育委員会の内部会議でも出るのではないかと思うんですけど、そういったことが私ども伝わってきませんが、どういった話が出ておりますか。教育委員会内部では。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 高額であるという認識を受けまして、教育委員会内部といたしましては、教育委員会会議において令和5年5月で出たアンケート調査を各委員さん方に公表いたしまして、その後各学校に対して教育委員会としてこの高額という認識をどのように各学校長に伝えていくか。また令和6年度に向けてどのような取組、方向性を示していくか、そういったことを教育委員会会議のなかでも話しをさせていただきました。その結果、このたび、昨日もご答弁させていただきましたが、令和6年度に向けて保護者や子どもたちが制服に対して少し選択の幅を広げられるように柔軟な対応ができる、そういった取組を打ち出してまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではちょっと視点を変えますけれども、世羅町ですね、町内業者かどうか、私もしっかり掴んでおりませんけれども、納入業者ですね、この制服の納入業者というのはどういう状況になっておりますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 制服、それから制服の中に着るシャツ、シューズ、鞆、さまざまございますが、制服に関しましては大きくは世羅町内では4か所ございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 世羅町の場合、子どもさんもあまり多くないという現状があって、4者で十分なのかという認識があるかもしれません。ただ金額を決められる、それが業者によって示された金額を採用される可能性が高いわけですが、そうしたときにそれを少ない、限られたところで決めるとですね、や

はり競争が発生しないので、なかなか金額を抑えることが難しいのではないかなという懸念がありますけれども、このことに関していかがでしょう。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） これは商業の点から考えますと、多数ある業者のほうが競争して価格が抑えられる。そういった考えに基づきますと4者ではなくて、複数者から選んでいくという形を取ってまいることが理想であるというふうに思っております。しかしながら現状としては今、4者ということで、それ以外に対して、ではたとえば他市町等含めてどこまで広げていくかということについてはちょっとまだ研究もしてないところがございます。ご指摘いただいたことを踏まえながら研究してまいりたいと思います。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 全体の金額というのは難しいでしょうけれども、1着の金額というのはある程度の入札等によって決めることができるのではないかなと思います。それは町内業者が少なかったらですね、町外の業者も含めてという考え方も必要ではないかと思えます。

昨日も同僚議員の質問の中にもありましたけれども、ユニクロ等も考慮に入れたらどうかと。デザインも町内全体ひとつのものにしたらどうかというような提案がございましたけれども、そのことに関して明確な答弁が出ていないと思いますが、これはいかがでしょう。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 大変申し訳ありません。明確なというのが言えなかったのはですね、ひとつ大きくにはこの制服に関する最終決定の権限は校長にあるというところがございます。我々としたしまして、教育委員会といたしましてはそういったユニクロ様であるとかですとか、他の業者で安価にサイズ等含めてですね、柔軟に対応できる、そういったものも選べれるような、要は選択の幅を広げていけるように校長等に対して促している。そういった状況でございまして、教育委員会としてこういうふうに決定しますということは控

えさせていただきます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではそのことについては次のところで言いますけれども、まず最初に教育長が本町の制服の価格は高額であるという認識を持って対策を講じてまいりますとのご答弁をいただきました。このどういう対策を講じられますか。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 先ほど言われました高額であるという認識を持って対策、昨日の答弁で申し上げましたけれども、学校への指導・助言ということとはできるものでございます。実際に今行っておりますけれども、教育委員会と学校を結ぶひとつの組織として校長会がでございます。校長会の小中学校の各代表校長会長を教育委員会に呼びまして、今後の制服のあり方、それから幅広い選択をするということで、まずは各学校への合意を図ってほしいという申し入れをしております。現在のところそういうところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、選定のほうですね、2番目のですね、制服の選定方法はということについてお尋ねをいたします。

制服の選定はどのような過程を経て、誰が決定しているのか。教育委員会主導で行うべき、また、町内で統一する事も検討するべきと思いますがいかがでしょう。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは2点目でございます「制服の選定方法は」についてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、平成30年3月19日付の文部科学省通知「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」の中に「2 通学用服の選定等に当たっての留意事項」がございしますが、そのなかでは「学校における通

学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事項であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取したうえで決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと」と示されております。

世羅町では学校統合した際に、各学校が知恵を絞り、時間をかけて制服等を含む生徒指導規程を作成された経緯もきちっと理解したうえで、現在の社会的背景、ジェンダーレス化の視点や物価高騰等を鑑みまして、今後数年先を見据えた対応をしていくことは非常に重要であるというふうに捉えております。

そこで教育委員会の考え方と致しましては、世羅町立学校7校すべての現在の制服は「学校が標準として示す一つの服装」として捉えることを基本といたします。そのうえで、子どもの発育・成長等を考慮し、各家庭が学校と相談していただき柔軟に対応していくものと考えております。昨日も答弁させていただきましたが、令和6年度以降、来年度以降には、児童・生徒及び保護者の皆様方が選択の幅をしっかりと広げていけるよう各学校に促してまいります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一定のご答弁をいただいたわけですが、今、最終的には校長の権限で判断すべき事項である。そのようなことを強調されておりますけれども、あるがとあります。ですから、校長が最終的にすべて決めていいという意味ではないと私は受け止めております。ですから世羅町7校あるわけですが、学校ごとに選定する必要はないのではないかなと私は感じております。というのが、生徒児童数も限られておりますので、納入業者としましても同じものを町内全体で納めるという方法も、価格を抑えるという点では有利に働くのではないかなというふうな認識も持っておりますので、そこのところをなぜ学校ごとに決めないと、なぜ校長に任せるのか。そこを少しお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 議員ご指摘にありますように、最終的には校長

の権限において判断する事項ではあるがというところで「が」なので、校長1人がというわけでは当然ありません。選定見直しの場合は保護者等関係者からの意見をしっかり聴いたうえでというふうにあります。しかしながら議員ご指摘のとおり、各学校ごとにあえて違っているというか、所属感、今までで言いますと所属感、それから学校経営を運営していくうえでは各学校長がイメージした学校像というのがございます。それに見合う形も踏まえまして、PTAの皆様方の意見、そういったことも踏まえながら、今まで先ほども申し上げましたが、知恵を絞って時間をかけて決めてきたと。今まではそういう経緯があるというふうに捉えています。しかしながら、昨今子どもたちの児童数の減少等踏まえまして、一括でたとえば購入して人数を増やしたうえで注文すればもっと安価なものになるのではないかと。そういったご指摘だと思っております。そういった方法も是非、視野に入れながらですね、今後、来年度すぐということにはならないかもしれませんが、是非研究してまいりたいと思います。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 来年度すぐとならないとおっしゃいますけれども、ただ来年もうすぐ入学される方いらっしゃいます。勿論進学される方がいらっしゃいます。その方を漏らしてはいけないと私は思います。そんなに難しいことなのかなという認識がありますけれども、私も服買います。そんな高いところでよう買いませんので、安いところに行って選びますが、そんなに時間かかるものではありませんし、一応学生の制服、これも既制服の中でいろいろチョイスされると思います。その辺が認識が違うかもしれませんが、是非とも来春には間に合わせるような取組をする。または間に合わすことができないなら、ある程度フリーにするとかいうことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 大変言葉足らずです、来年度すぐにできないというふうに申し上げて大変申し訳ありませんでした。私の思いとしての来年度以降すぐというのができないなというふうに判断しておりますのは、こ

のことを7校すべて統一する場合、すべての校長、それからすべてのPTA等踏まえて精査していく必要があるということがひとつ、私の頭の中でイメージしてしまったということと、それを何とか令和6年度に少しでも払拭していくために、先ほど少し答弁させていただきましたが、あくまで6年度からは学校が標準として示す服装のひとつというふうにしてフリーというわけではないんですけれども、標準としてあくまでひとつということですから、類似のものといったものについては令和6年度以降、すぐにそこは取り掛かっていきたいという思いで答弁させていただいたということでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 新しく入ってくる方に対してはですね、今のような選定方法をしていく必要があります。ただ現在、在校していらっしゃる児童生徒、この方の保護者に人に話を聴いて歩いたんですけれども、やはり価格、それは大きい問題だと。価格の割には質が悪いと。洗濯などをしたときに非常に乾きにくくて、たとえば今のような金額でありますので、2着、3着と持たすのは非常に難しいと。当然、成長に伴って大きさも変わっていくのでそれを長く使うのも難しい。だから揃える数ですね、限りがあるよということでもありますので、そういった洗濯なども含めた機能性ですよ、そのことについて今の現在の状況をどのように把握されてますか。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 議員ご指摘のとおりですね、そういった保護者の皆様、一部ではあるかもしれませんが、教育委員会の中にもお声は聴いております。その方に対して学校長等含めてですね、話をさせていただきますと、今でも全く同じではないですが、少し似ているものであればということで、話しはしているというのは伺っています。ただ令和6年度というところでは新1年生に対しては、年は明けますが令和6年1、2月に新入生説明会がございます。また今、在校している生徒児童の皆様方についてはですね、PTA総会が4月に控えております。そういった場を、機会をとらえて説明することと併せて各学校からそういった通知文等含めて話をさせていただきたいというふうに今

は考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、課長おっしゃったようなことはですね、校長にお任せなんでしょうか。それとも教育委員会のほうで校長にそのようにするようという指図をされているのでしょうか。どちらでしょうか。校長にお任せなんでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えさせていただきます。この世羅町立学校における制服につきましては、先ほど教育長も少し述べさせていただきましたが、校長会議で決めてまいります。当然我々も入ります。先般このことにつきましてはあえて臨時の校長会も開かせていただいて、令和6年度に向けた統一見解を図っていくということで、教育委員会が何もしないわけではなくて、やはりこういったものについてしっかりイニシアチブを取るというか、こういったことでやっていきましょうということをしていながら各学校長の思いを組み込んでですね、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、決して校長任せにしているものではございません。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今一定の答弁を2つの内容によってですね、承りましたけれども、やはり子どもさんを持っておられる方、来春入学、また進学される方、その方にとってはね、今の時期からですね、大変ないろいろな出費等あると思います。それがですね、やはりこうやってアンケート、もしくはいろんな保護者の声によってですね、こういう声が大きくなっている。それは5月の時点ではご存じだったはずですよ。アンケート取られたわけですから。準備されたのはそれ以前から準備されていると思うので、ですからもうちょっとスピード感を持って対応していかないと、どんどんどんどん人は変わるんですよ。だからちょうどタイミングがいいところに行かれた人、そうでない人が出てくる。それはしょうがないことかもわかりませんが、その部分は避

けていけないといけないという思いがありますので、そのことをお尋ねして私のこの項における質問を終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、上羽場議員、スピード感ということをおっしゃいました。確かにアンケートを5月に実施いたしまして、6月下旬には結果がわかっております。そのことをどう現実に活かしていくかというところはそのうちということでは確かにあってはならないと思っております。それと共にですね、先ほど課長が答弁したなかにもありましたけれども、現在の制服が決まるまでの過程につきましては、保護者の方、PTA、学校の意見、それぞれが非常に慎重な議論を踏まえて決まったものであると。そこも大切にしたいというのはあります。ただ現在、時代が変わってきておりまして、高額なもの、それから児童生徒数が減っていて、より高くなっているというところの時代の変化についてはきちんと見極めてスピード感を持っていかなければいけないというご指摘は確かだと思っております。そういうことを踏まえまして、先ほど課長も述べましたけれども、年度が変わるのを待たずしてですね、校長会とも連携して、取組に向けて動いていきたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、保護者といろいろ話し合いをして時間をかけて現在の形に至ったということでもありますけれども、それは価格のことはその時点できっちり入っていたのかどうか。それが私は問題だと思うんです。価格が今一番問題視されているわけですね。その部分が入っておって決められた経緯があるのならいいけれども、この服にしましょう、こういったデザインにしましょう、何着どういうふうにしましょうということだけを決められて価格に対して何の注文もない。それはあり得んと思うんです。今の金額を見たときに、これは非常に皆さんがすんわりいいよとおっしゃったように私は感じておらんわけですが、その点もう一度お尋ねします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、上羽場議員おっしゃったとおりだと思います。私がまだ自分です、まだ若かった時に、そういう制服の検討の結果を聞いたことございますけれども、何万円以内にしようとか、それよりもデザインであるとか、色とか、そういうものが主な議論であったことを覚えております。今現在、今回議員がおっしゃったのは価格が高いのではないかという切実な保護者の意見ということが主でございましたので、是非今回については価格のことをよくよく考えたうえでですね、それから品質も、先ほどユニクロの話も出されましたけれども、いろんな選択肢がある。今日は答弁しておりませんが、いわゆるリユース、リサイクルというんですかね、学校に取っておいて、先輩のものを使える仕組みを作るということも含めまして、価格のことを考えながら研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 次に 公共下水道の収益を改善せよ 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは項目2といたしまして、公共下水道の収益を改善せよ。

令和4年度世羅町公共下水道事業決算において、費用2億200万円余りに対して使用料収入は約2500万円となっております。面的整備計画区域の整備は完了に近づいているなかで、収益はほとんど伸びておらず、この状況は事業継続の危機と捉えるべきだと思います。当初計画に捉われすぎた現状を見直すべきと考え、次の点を質します。また、令和4年度決算認定は議会において不認定とされましたが、それに対する措置が議会に示されておられません。この点についても説明を求めます。

（1）決算不認定に対する措置はと題しまして、令和4年度世羅町公共下水道会計決算不認定を受けての執行側の措置は未だに示されておられません。なぜ、不認定とされたのかを検証されているのか、曖昧にせず今後の経営に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場幸男議員の2問目でございます公共下水道の収益を改善せよというご質問のまず1点目でございます。決算不認定に対する措置についてお答えをさせていただきます。

令和4年度公共下水道事業会計決算審査の結果が、不認定の議決となりました。これを受け、町では、浄化センター機器修繕後の流入量数値の把握と、公共施設の下水道接続の再検討を行っているところでございます。

まず、浄化センター機器の不具合に伴う流入数量の件につきましては、本年7月末の機器修繕から4か月が経過し、日平均約280㎥の放流量を確認しているところでございます。機器の故障による流入量の変化に反応できず、不確定な数値を把握していたことを反省し、今後の維持管理においては日頃の数値を正確に把握し、変化に「気づく」ことが重要と捉え、維持管理業者と職員の報告・連絡を綿密に行い、小さな変化が大きな事象になる前に対応いたします。また、近接する公共施設の接続について検討するようご指摘を受けていると認識してございます。具体的に申しますと学校給食センターの下水道接続でございますけれども、河川への直接放流方式と、合併浄化槽による処理方法で計画してございまして、下水道の接続は行わない方針でこれまで進んでまいりました。これは、浄化センターの計画処理量に想定していなかったことにより判断していたものでございます。この件につきましては、議会でのご審議・ご指摘をいただき、再度関係課にて検討を行い、世羅小学校の下水道接続に併せて給食センターの接続について精査してまいりました。「区域外流入」としての管渠の整備を行い、「特定環境保全公共下水道」の区域拡大の整理として軽微な変更を行うこととし、学校給食センターの接続に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今日私、この項目について質問通告をしました。それ以降にですね、今の給食センターの接続、または区域の見直し等ですね、どんどん前向きに執行側がやってくられました。それを経て私が質問通告をしてからであったために今日の質問は少し重複するというか、もう答えが出たところ

を聞くところが出てくるかもしれませんが、そうならないように気を付けて今からいきます。よろしくお願いします。

まず決算の不認定に対する措置、一定の説明をいただきましたけれども、まず機器が故障しとったりして見落とししていた面、そういったこと、それは当然ですね、仕事をやっておられるうちには0ではないし、そういうことはあると思います。ただ私、不認定を主張したのはですね、そこではないんです、あんまりね。そこも0ではないんですけれども、令和2年から令和4年度の決算書の内容をですね、いつも見るわけですが、汚水量の関係、使用料収入の関係、この関係がですね、ちょっとこれ言葉で言いますけれども、汚水量に関してはですね、令和元年から令和2年度がプラス24.5%伸びているんです。令和2年から令和3年がプラス40%伸びているんです。令和3年から令和4年が7.4%伸びています。ただ使用料収入に関してはですね、処理量が24.5%伸びたときに、マイナス3.7%なんですね、収入が。40%伸びたときにプラス5.1%なんですよ。最近では令和3年から令和4年、7.4%伸びたときに使用料収入は0.3%しか伸びてない。これはですね、決算書の数値ですから、それは先ほども町長のお言葉にありましたように機器が壊れていて、そこに気づくのが遅れて誤った数値を基に決算書を作ったということではありますけれども、ただこの決算書を作る段階でこれ全部概要に書かれておるんですね。きちっと。文書で書かれている、このことが。40%伸びている。使用料収入は5.1%伸びている。ここで疑問を感じないというのが一番の問題なんです。結局、担当課長もどんどん変わられますから、どういうふうな、そのなかで引き継ぎがされたり、この部分がしっかり読み込まれているのかということもありますけれども、ただこれはですね、担当者によってこの文書を作るときにもうすぐにわかることなんですね。私もまだ議員になって3年、4年目を迎えるわけですが、その間こういう決算書の見方がなかなか数字がものすごく多いのでなかなか頭に入れることできませんでしたが、この1年くらいはですね、こういうところは大事なところだなと思ってすぐ目にするようになりました。機器故障のことが発端でですね、もっと詳しく見るようになりましたのでこうやって気づくわけですが。ただ皆さんはプロです。行政の。ですからこういうことは私以上にわかっていらっしゃるはずなんですね。こういうところを今日聞きたか

ったんです。決算不認定になったところを。どういうところを検証されとるかというのが、そこが一番大事なのに、そこについて全く触れられておりませんので、こうやって苦言を言うわけですがいかがでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。決算が不認定となった理由のひとつとして決算書記載の数値から判断できる汚水処理の数値ですね、この異常に気づけなかったかということだと思いますけれども、先ほど町長の答弁にございましたが、機器の故障によります不確定な数値を提出しておりました。これにつきましては以前から、先ほどもですけれども、ご指摘いただきましたとおり、これまでの決算書に載せております数値で先ほどありました汚水量の変化でありますとか、下水使用料金の根拠となります水道使用量の、今度ボリュームのほうでございしますが、これの増加との関係、この比較からですね、判断できるものでありましたけれども、これに気付いていなかったことが反省すべき点であると思っております。この数値の違和感に気付いた時点で、不明水も含めて機器の故障疑いまして対応してまいりまして、結果的に機器の故障から数値のずれが生じていたと考えられます。その時期についても、この間申しましたように正確に把握ができておりませんでした。これにつきましては、数値について深くの分析をしておりませず、機械的に取り扱っていた点もあったということを深く反省いたしまして、今後はこのようなことがないように維持管理について適正に行ってまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） まだずれているんですね、考え方がね。収益を私は今日、改善ということを取り上げてますね。収益を全く気にしてないんじゃないですか。そこに気が付かない。収益上がってないじゃないですか。収入が増えてないんだから。ということは何か考えていかないといけないわけでしょ。今の整備された部分において加入率ということが言われるわけですがけれども、ただ加入率もどこがどういう状況で伸びてないか。これまた後で言いますけれども。そういったことも含めてですが、だから収益に対する追求する心がないと

いうふうに私は思うわけです。企業会計ですよ、これは。公営とは言え企業会計。だから収益の中で経営していくのが一番いいということはお存じだと思いますが、ただ下水道に関してはですね、ものすごく大きな設備投資がかかるのでそれは難しい面はよく存じ上げておりますけれども、そういったことを別にしてもですね、これだけの収益に全く伸びがないというところを見ていただけていいというふうに私は感じるわけです。だからさっきの機器の故障、これはしょうがないというか、しょうがないと言っちゃいけないのんじゃないけど、ある程度そういうことはありますでしょう。それによって見落とすことはありますでしょう。ただそこじゃないんですよ。そこも0ではないけども、こっちのほうが本当に大きいんですね。そのことをどのように考えますか。ちょっともうちょっとしっかりした判断をしていただきたいんですが、いかがですか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） すみません。答弁のほうはずれておまして申し訳ございませんでした。収益に関して基本的に公営企業でありますので、意識としては独立採算というのが大元であります。それは公営企業、先ほど申されましたように、下水道の中での独立採算というのは意識としては持ちますけれども、それが実際にそうなるかということ、やはり一般会計のほうからの繰入によって支えられているものであるというふうに認識しております。ではどういうふうに公営企業課として収益を上げていくかということでありまして、ただいまの1000㎡の範囲のエリアで認可区域がありますけれども、その中で言いますと、以前議員からご指摘ございましたように、年代ごとの加入率の差が出てきているとかいうことが、この前からうちのほうでも分析しておりますので、そういったところで何が問題で加入されていないかというところを、特に前半に工事をしてきたところにつきまして加入のほう伸びていなくて、最近工事をしたところにつきましては加入していただけたところがどんどん増えているということの差が出てきておりますけれども、そういった分析を行いながら、伸びていないところに加入促進のやり方を今後も研究しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 収益のことをですね、ずっと気にしながら仕事をしてください。下水道はなくてはならないものです。ただそうかといって赤字が増えるというのは絶対に良くないということは常に頭の中においてやっていただけるものと思います。

次の2番目ですけれども、公共施設の接続は。これは先ほど町長のご答弁にあったようにですね、ほとんどもう私らが認識している範囲ではつないでいただくということでありまして、一応、答弁を用意をされておるといいますので、よろしく願いいたします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 2点目の、「公共施設の接続は」についてお答えいたします。収益の改善に向けまして、公共施設の接続をどのように考えるかでございますが、先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、現在、世羅小学校・児童ふれあいセンター並びに学校給食センターについて、下水道接続を想定いたしまして、事業に取り組んでおるところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 非常に良い判断で対応させていただいていると思います。

次ですね、3番目、認可区域の変更はいかにと題しまして、整備済みの区域において、整備された年代で加入率に大きな開きがあります。加入率は平成29年度までに整備された区域では38%、約ですね。平成30年度以降でしたら90%以上と認識をしております。加入促進に努めても成果が上がらない地域があると考えます。処理量との関係を確実に検証して認可区域の変更を速やかに行うことが使用料収入の増額に繋がると考えますがいかがでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） それでは3点目「認可区域の変更はいかに」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、整備年代が早い地域と、近年の整備区域では加入率に差があることを先ほども申しましたけれども、認識しているところでございます。事業、工事とか事業の説明をしていた時と比べまして、工事範囲になった時期とでですね、状況が変わりまして、接続に至らないケースもあると思われまます。既存の整備区域内の普及促進も継続して行いながら、認可区域外のニーズを把握しつつ、地域特性に沿った計画変更の姿を見極めてまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この下水道の整備というのはですね、人の住んでいる所へせんと意味がないわけでありまます。となつたときにはですね、今、都市計画についてもいろいろ進められておりますけれども、その部分とちゃんとリンクしていく必要があると思ひまますが、この点いかがでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。ただいまおっしゃいました認可区域の件でございますけれども、現在令和10年までの計画でございますね、認可区域の計画を立てているところでございますけれども、これの変更、さらに管路の延伸をどんどんしていくということになりますと、それにつきましては、2基の2池の施設を造らなくてはならない。そうなると、それに応じた範囲をですね、また膨らませないといけないという形で現実的にはなかなか難しいと思っております。ただ1000の1池、1000 m³ですけれども、これの処理能力の範囲内において、それから人口動態とかいうことを勘案しますと、その中でいくらかの余裕代、当然この間から言っておりますように、800 m³で運転していくというのは変わりませんけれども、そのなかで人口動態とかいうこと考えまますと、今のエリアの近くでここに延ばしていければいいんじゃないか。しかもそこにはそういったニーズがあるとか、入っていただけるという確約ではないんですが、そういうことを見込まれるということをよく考えてですね、そのときにできる範囲のその条件の中での変更というのは考えていく必要があるというふうに認識しております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどちょっと話題にしました平成29年度以前に整備された所ですね、これについては非常に加入率が低いという現実があるわけですが、この部分というのはせっかく整備したものをなくするというわけにはまいりません。そこに対して現在利用されている方も当然いらっしゃるわけですが、その部分は非常に難しいとは思いますが、どのように進めたほうがいいとお考えですか。どのように加入促進が難しいというのも現実であります。そこは先ほど都市計画ということも申し上げたんですが、住居を誘導するとかいう話も今、出てきているなかです。そういったことも含めてですね、建設課等といろいろ一緒になって取り組んでいくということも必要ではないかなと私は思いますがいかがでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 先ほどの件で、議員おっしゃいますように建設課等々、関係の各課と協議を行いながらそういったところのなかなか誘導というのができるかというのはすぐには答えられませんけれども、そういった協議をしていくということがこれから大切だと思っておりますし、現在の、以前も作っておったんですけれども、現在そのエリアにおられる方がどういった状況なのか、汲み取りであるのか、合併槽であるのかということも把握を、もう一度し直して、今ちょっと図面のほうへ新たに入れ直しておりますので、その状況を見ながら入っていただく、加入促進のもとにして、そこをあたりながら、それと併せてですね、先ほどの関係各課と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 現在建設課のほうで令和5年度、6年度にかけて立地適正化計画を作成しております。このなかです、都市機能の誘導区域、それから居住誘導の区域を設定することが最終目標となりますけど、この設定にあたりましては社会基盤の整備状況、現在話に出ております公共下水道

のですね、整備の状況についても加味したうえで設定を行っていく。必要に応じては区域を変更することも視野に入れながら区域を設定していくということが必要になってこようかと思えます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、もうひとつ気になることがあります。今の整備計画、これはもう少しで終わるわけですね。ほぼほぼ90%程度が完了しておるわけですが、令和6年度へ何ぼか残っていくという話が聞こえてまいりますけれども、この計画が終わったとします。終わったらこの下水道の整備というのは今後どういうふうに、面的には計画区域内で終わってしまうのでどうもできんのでしょうか。それとも変更していくことによって、また企業債等の発行ができるような形を残していくのでしょうか。その点をお尋ねをいたします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 認可計画後の次期の計画の策定についてそういった内容についてはどうなるのかということだと思っておりますけれども、認可計画の変更につきましては、まず浄化センターの処理能力、先ほどと重複しますけれども、1日あたり1000㎡の能力の範囲というのがまず大前提でございまして、認可区域内の人口、居住動態を把握いたしまして、人口が下がってくるなどというようなことがこの先想定されますけれども、そのなかで計画処理量でございしますが、この計画処理量に余裕代があるかというところも再度確認と検討する必要があると認識しております。そのうえで管路の延伸ができる範囲ということが出てくると思うんですけれども、先ほどの答弁と重なりますが、本当に加入いただけるのかということを確認しまして、認可区域を再度設定するということは対応してまいりたいというふうに思っております。特に区域外から、今回のような後で出てくると思いますが、学校給食センターもそういった形で区域外ということで対応しておるんですけれども、そういったところの整理というのは認可の変更のときに入れたものについては整理をしていくということで、区域の変更に対応してまいりたいと思っております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） よくわかるんです。ただ、今の区域をですね、計画がもう完了したら、それで完了したというふうにしてしまうのかというところ。私も勉強不足なのかも知れませんが、企業債の発行等がですね、企業債を借りることができなくなるということはありませんか。1回きちっと終わってしまったら。どうなんでしょうか。そこをお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 企業債の発行のところはすぐにお答えが難しいんですが、この先、設計に係るものとかに関する国費とかの関係に入ってもらいますとやはりメニューとかの条件が決まっていますので、それがこれまでどおりのやり方と同じものではございませんので、そこでまた調整しながらメニューについては、これまでと同じメニューではいられないということで私も認識しておりますので、その範囲内ではできるといえることになりまして、若干年数を早めないで、最終的には国費のほうもいつまでも付くわけではございませんので、その期限が来てしまうということになっております。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 企業債の件について補足させていただきます。基本的には適債性があるもの、起債の対象となる事業費となれば、下水道事業債でございますけれども、補助事業であっても単独事業であっても事業費に起債を充当できるというふうに考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より充足をさせていただきます。この後の今までご指摘いただいた形にお答えをしていく形、またこの公共下水道事業をきちんと運営ならしめるために加入率も上げ、区域も再設定をしていく。その営みを行った後に、事業を展開する場合にどういった財源の措置をしていくか、後ろ盾を取っていくかというところでのご質問とお受けをさせていただくところでご

ございます。そうしたときに、今一度精査をし、計画を変更していくうえで、いつまでにしなければならないのかというところが、大きく国庫補助事業の補助金を受けるためには必要になってまいります。詳細につきましては担当課を通じて関係省庁に確認を取る必要がございますけれども、やはり令和6年、いわゆる令和5年でございますので、来年度いっぱいには一定の方向性を見出して、計画変更を行いつつ、国庫補助事業の受け皿を確保しなければならない、そういった制約が出てくると想定をしております。そのうえで補助残と言いますか、一般財源に充当していく企業債につきまして、財政部門としっかりと協議をし、別途手続きをしていくこととなろうと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは4番目に移りますけれども、4番目についてはお答えをいただいておりますが、一応お尋ねをいたします。給食センター接続をせよ。給食センターを公共下水に接続することは、下水道事業の収益の改善のみならず、結果的に町財政負担額を抑えることになると考えます。接続はいかがでしょうか。ちょっとトーンダウンします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 4点目の「給食センターを接続せよ」にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、当初学校給食センターの汚水処理につきましては、河川への直接放流方式で計画をしております。これは、浄化センターの計画処理量に想定していなかったことによりまして判断していたものであります。この間、議会でのご審議・ご指摘をいただきまして、再度関係課にて検討を行い、世羅小学校の下水道接続に併せて学校給食センターの接続を行ってまいりたいと考えております。議員ご指摘のとおり、下水道事業の収益改善と、給食センターの将来の設備更新のコスト等も勘案したところによるものでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 給食センターをつながれるということで非常に懸命な判断をされたと思います。給食センター、小学校、そばにですね、自治センターがございます。大田自治センターこれについてはどのようにお考えでしょうか。

○上下水道課長（市尻孝志） はい、議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議員おっしゃいますように、敷地のすぐ近くに自治センターがございます。この自治センターにつきましては、現在浄化槽で整備をされておりまして、これがすぐに下水のほうへつなぎ替えるということはずぐならないと思いますけれど、将来的に近接しているということで、今の小学校の所へ迎えに行く、小学校2号線の所にこれから小学校の公共柵を付ける予定でございますけれども、そちらのほうへまた入ってくるということも、コースのひとつとしては考えられるというふうに思っております。別のルートで大田道線のほう上がっていくというのも前ありましたけれども、それは以前から申しておりますように1億2000万近くの費用がかかってしまうということですのでそれはなかなか現実的ではないというふうに判断しております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 時間も少ないんですが、今の件に関して町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 給食センターの件については担当課が申し上げたとおりでございます。自治センターについてはですね、現状今、合併処理槽でやっておりますけれども、これの更新時期がいつかはやってまいります。その状況を勘案しながらですね、将来的には今の世羅小学校のところへ接続することが特環の関係で可能とはなろうと思います。大田道線をもし通ってしまうと、先ほど言いましたような大きな金額が必要となりますので、安価に進めるためには世羅小学校側のほうからの排出のほうの方が便利がいいというところにはなっております。

それと今後の方針を先ほど都市計画のことも言っていただきましたし、現状、認可区域の中です、やっぱり将来的な住居、また事業者が増えていくという、そういった立地適正化計画の流れともいろいろと勘案していく必要があるかと思えます。それでやはり町としてもそこへ誘導していくという流れでないとは、その下水の受益者負担の部分です、しっかり賄っていきけるようなことにはなっていないかなと思ってます。ただこの市町見ましても、下水道で受益バランスがいいようなところというのは、なかなか都会しかございません。大きな都会だけです。やはりこういった小さな市町で下水でペイできるということは厳しいところではございます。ただやはり近づけていくというのがですね、当初の下水を始めたときの考え方では、そこで賄えるという決断で進んだのではないかなと思えますけれども、ただこうやって蓋を開けてみますと、合併20年、この間にですね、やはり接続ができてない部分、また人口動態もなかなか厳しい部分、なかなか新たな事業者の参入も少なかった部分もあります。その後やはり認可区域を少しずつ少しずつ増やしてはおります。それでも間に合っていない現状になってきたということですが、特環の部分です、これまでも当初事業始めたときから特環でやっている場所もございます。そういったところもよくよく将来設計しながらですね、進めていく可能性があるかと思えます。

先ほど議員からも言われましたように建設課としっかりそこはタッグを組むということでは、以前私のほうから指示してございまして、建設課のみならず、空き家バンク、空き地バンク、なおかつですね、不動産業者等々をしっかりと回って今後のお願いなり、また情報共有をするように申し述べております。職員もですね、つないでいただくという、それは確かにお願いして歩くこと以外にも、いろいろと広い視野を持って進めていくように担当課のみならず全体がそういうふうな流れを持っていく必要があるかと思えます。実際今回他の議員からもありましたように接続が間に合わなかったということがあって、つないでいただけなかった部分も発生しております。そうならないように早くから情報収集すべきというふうに申し述べているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 最後の締めのように町長から答弁いただきました。ありがとうございます。それで給食センターに関してはですね、教育委員会案件でありますので、給食センターを今から15年間の予算を立てて維持していかれるわけですが、そこには下水道につないだほうが得なのか、浄化槽をしたほうが得なのかということをやはり考えていただかなければならなかったことでもあります。その部分をですね、最後にお尋ねして、やはり教育委員会としてもそういうことをしっかり捉えてですね、やっていただければもう少し早い段階でですね、いい結論が出ていたのではないかなと私は思うわけですが、このことを最後に私の質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 2番 上羽場議員からのご質問、教育委員会へ促していただいたところではございますが、この給食センターの接続につきましては、この公共下水道の判断というところが大きく関わってきたところもございまして、私からご答弁を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず基本的には給食センターにつきましては建設にあたって、また将来にわたってのイニシャルコストとランニングコスト、その部分は懸案をされておられたところでもございます。そのうえで公共下水道の接続いかんについて判断をすべきタイミング、機会があったなかでの今までの経過でございます。

まず大きな要素としましては議員から重ねてご指摘いただいているところでございますけれども、処理水放流量計の故障によって現状を大きく見誤っていたというところ、その接続につきまして、非常にその影響は追加接続の考え方のみならず、公共下水道事業の将来の、また事業終了にわたっての判断に大きな影響を及ぼしていたものと痛切に受け止めております。

この度のこの対応を考えていくなかでも、これまで認可された管路敷設を進めれば事業は終わっていくんだ。そういった形骸化された考え方に捉われていなかったか、そういったところも再点検をしたところでもございます。特に加入率が今、低迷をしているというネガティブな状況をしっかりと現実を見ながら、それをお示しすることによりまして、これからの計画をしっかりと見直して

いかなくてもならないといった状況を今一度受け止めているところでもございます。この後につきましては、現状をしっかりとお示しをし、町全体、部局を超えましてもその状況をしっかりと共有しながら進めてまいりたいと思っておりますところでもございます。

議員ご質問いただきますように、給食センターにおきましては当初からの計画の中でどういった施設整備が望ましいのか、それをお考えいただいていたなかで、公共下水道接続が大きなものをこしらえなくても済む、いわゆる雑排水についての合併浄化槽はなくても可能である。そういった見地は本来からありましたところでもございます。この間の状況把握、公共下水道をしっかりととらえてくるのが、反応ができていなかったというところにひとつの大きな要因を持ちながら、この度の今までの経過とそしてこの度の大きな、大きなと言いますか、基本的な接続のあり方の変更、修正に至ったところでもございます。今後とも給食センター、これからの接続の工事、また進捗というところもでございます。部局をしっかりとつないで取り組んでまいりたいと考えているところでもございます。

○議長（米重典子） 以上で 2番 上羽場幸男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時30分いたします。

休 憩 14時11分
再 開 14時30分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 世羅町合併20周年記念式典（町民参加の式典）開催はいかに 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 議長。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 議長から発言の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問を行います。いよいよ最後でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

項目1 世羅町合併20周年記念式典（町民参加の式典）開催はいかに。質問の要旨でございます。世羅町合併20周年記念式典（町民参加の式典）についてお伺いします。

平成16年10月に新世羅町が誕生し、平成26年10月には、合併10周年を祝う町民参加の記念式典が開催されました。

その後平成から令和に移り、令和2年には全く予期しないコロナ感染症の発生により、令和5年5月まで長いコロナ禍の中で厳しい日常生活でした。昨年度から今年初めにかけて短期間ではありましたが高病原性鳥インフルエンザが町内に発生し、県、国、JAグループの関係者をはじめ養鶏業者の皆様、関係業者の皆様方には想像を絶するご苦勞があったと推測されます。鳥インフルエンザは延べ1万2000人の関係者そして養鶏場者と関係者の皆様は寒波の中昼夜を呈して作業を行っていただきました。関係者の皆様に町長は1月10日、収束のお礼を申されました。

そうした暗いニュースの中で今年2月、国天然記念物の幸せを運ぶコウノトリの新婚さんが県内で初めて世羅町を選んでくれて3月に巣作りし3羽の羅々・喜羅・希羅里が誕生し、7月に巣立ちました。先月、にしおた保育所でしあわせいっぱい発表会の中に歌や遊戯にしあわせコウノトリの発表があり、コウノトリを上手く学習発表会に取り上げたにしおた保育所とコウノトリにアップレ。来年も子育てに期待したいというものでございます。

今年度は明と暗の年でしたが、1年後令和6年には合併から20年を迎える年となります。世羅町の未来永劫の発展を祈念し、次の節目に向けて明るいスタートが切れるように世羅町合併20周年記念式典の実施の考えを伺います。令和3年9月の一般質問の際に、町が主体としてやる式典もあるが、町民の皆様方に協賛等いただき町民の皆様全員で、この20周年に携わっていただけるように、町全体で取り組んでいくことが一番理想的な形になるのではという答弁をいただいております。その後の進捗状況等お伺いします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 徳光義昭議員の1問目、「世羅町合併20周年記念式典開催はいかに」のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、要旨のほうでも申し述べていただきましたコロナ禍もあり鳥インフルもありといったことで、かなり厳しい情勢が続いておりました。現状、コウノトリの話もしていただきましたように、明るい話題が、また町の中ですね、しっかり賑わい創出に役立っていただけてますし、今後も明るい話題が届けられるように努めてまいりたいと思います。

来年、令和6年度は、新世羅町が誕生した平成16年10月の合併から20年の節目を迎えます。

ご質問の合併20周年記念式典の開催につきましては、世羅町が主催者になりますが、たとえば町内中学生や高校生など若い方の意見も聞かせてもらうなど、形式的な式典のみにならない形で検討し現状準備を進めているところでございます。

また、多くの方に合併20周年を祝い関わっていただけるよう、地域や各種団体等で20周年記念行事等に取り組みされる場合には、町も支援を行いたいと考えております。

令和6年度は、世羅町のこれまでの歩みを振り返り、町民の皆様と一緒に祝い、新たな歩みが始まる年度にしたいと考えているところでございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 一定のご説明いただきました。ここで令和6年度の実施に向けての日程等についてお伺いします。そしてまた来年は国政、国においても選挙がございます。世羅町においても町長、町議会議員、先般10月20日の投票日ということで決定されております。そうしたなかで、執行者の皆様方も、我々もそうですが、この20周年の式典を祝うということは初めての経験でございます。そうしたご多忙の中で初めての経験というようなことで、まだ1年あると思っておっても非常に日程的には厳しいことも予想されますのでひとつそこらの準備のほどと、先ほど申しましたもう少し具体的な何月の何日まではわからないにしてもですね、きちっとした、これを町民に合併20周年のことが伝わるような周知をどのようにされるのか。そこらも含めて答弁をお願いします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 日程についてですね、先ほど議員おっしゃいましたように、10年のときはですね、ちょうど選挙とは重ならない状況でございましたのでスムーズに10周年のお祝いできたと思っております。これも準備もですね、前年位から計画を進めながらやってきたのを覚えております。今回も私も広報でG20の事業という形で、合併20年というので書かせてもらいましたけれども、思いはいろいろと担当課にも伝えておりますが、今、現状私からのと言うよりもですね、それぞれ職員からも、またいろんな方からご提案をいただきたいと思っております。20年という節目を迎える1年を通じてですね、これは春からずっといろいろイベント等もあると思うんですが、冠事業として行われるものもありましょうし、新たな取組をスタートさせようという機運が高まるように町の応援もしっかりしていきたいと思っております。この10月には、そういった国政のことも言われましたが、これはまだ解散等がどうなるかわかりませんが、町の選挙日については決まっております。先般でも新聞に載りましたように10月20日ということで、ちょうど合併が10月末、11月でございますけれども、そのときは職員も準備ができにくいということを書いてございまして、式典そのものはですね、一応合併を超えた翌年の1月を想定してはどうかというふうに今、内部では話をさせていただいております。ですから式典の準備はですね、1年通じていろいろと進めてまいります。さまざまな事業に関してはですね、1年間通じて多くの方に関わっていただきたいと思っておりますし、すでにさまざまな講演会なりですね、コンサートなりも応募してございまして、そちらのほうが決まらぬですね、またスケジュールに組み込んでいきたいと考えているところでございます。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 一応、7年の1月ということですね。予定が。ちょっと質問はあまりあせらなくてもいい。1年いうて何十日違っても1年違うので。はいはい、そうしたなかでですね、若い人の考えを取り入れていろいろ頑張っていくということなんですが、それも非常に大事なことだろうと思っております。ただ1点、団体等地域の各種団体等でやれば、支援をしていくというようなこと

も述べられておりますが、私、これを開くにあたってですね、一番課題と言いますか、今後においても頑張っていたきたいのは、自治センター、各 13 の自治センターと振興会がうまくこの 20 周年をひとつの契機として次の 30 年に向かって新しいスタートを切るための、今までの 20 周年の歩みを総括していただいて、次の 30 年に向けて自治センター、振興会である程度の方向性を、地域の方向性と言いますか、そうしたことをひとつ自治センターのほうでやっていただきたい。非常に地域が変わっていきます、今から。非常に自治センターの力が必要になってくると思います。そこらのところをよくお考えになっていただきたいと思います。

それから先のことですが、今までのを参考にしてみますとですね、世羅町の歩みというようなものを作っておられるようですね。そうしたなかで、まちづくりの提言、中学生・高校生・一般の方、勿論女性の方、そういうようなことをされております。非常にいいことだろうと思います。勿論募集をかけて審査するということになるんだらうと思うんですが、取り上げたものには、表彰等していくというようなことでありました。それらについて、自治センターと今の歩みについての考え。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。徳光議員よりただいまご質問いただきまして、合併 20 周年を機に自治センターの歩みとこれからの将来に向けての展望ということでご質問いただいたところでございます。確かにですね、この 20 周年、短いようで 20 年という期間を過ごしてこられた地域の皆様方の歩みというものを各自治センターの中でさまざまに展示物等があればですね、披露していただくということも可能ではないかなというふうに考えております。この合併の 20 周年の中に昨年度でしたかね、今高野山開基 1200 年を記念しての記念行事ということで 20 万円ずつの補助金を各いろいろなさまざまな団体に出させていただいたんですが、こういった似たような形でこの 20 周年を共に地域で祝っていただけるような形、こういったものも合併 20 周年の中に取り組んではどうかということで今お話をさせていただいております。こういったものを活用していただきながら、その地域においてですね、この 20

年の歩み、また将来への展望ということ掲げていただくということは大変すばらしいことではないかなというふうに考えておりますので、参考的なご意見といたしましてですね、これは自治センターに諮ってみなければなりませんので、機会を見まして地域自治のほうに諮らせていただければと思います。

○議長（米重典子） 町の歩みを作るかどうかという質問もですか、徳光議員。

▼【徳光議員：「はい」】

町史のようなものでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 歩み、20周年の記念誌ではございませんが、広報誌においては特集号を組んでいこうかということで課内でも話しをしているところでございます。この記念誌についてはですね、まだ検討まで至っておりません。広報誌については合併20周年を記念した特集号を組んでいこうということで現在、課のほうで検討しております。

▼【徳光議員：「歩みのことを言ったんですよ。」】

○議長（米重典子） 徳光議員、その歩みがどういうものかもう少し具体的に言っていただければ答弁しやすいかと思えますけど、いかがでしょうか。今は町史、町の20年の歴史のようなものを作るかどうかというご質問でよかったですでしょうか。答弁できますか。何か追加でおっしゃりたいことがあればおっしゃっていただいたほうが答弁はしやすいかなと思えますけど。

▼【徳光議員：「歩みはえっと見とってだろう。言わなわからん？」】

言うていただければなお更ありがたいということですよ。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私から9番 徳光議員からのひとつのご提言をいただくなかでの現状について心持ちをご答弁させたいと思えます。

町長から答弁申し上げましたように、G20という形です、合併20周年に向けて、庁舎内でも課長会議等で契機をとらまえながら協議をしているとこ

ろでもございます。徳光議員おっしゃっていただきました歩み、この20年間に主な出来事がこういうことがありました。振り返って挿絵、また写真を入れながら歴史を自分自身の思い出とすり合わせていく。そういった紙面のことをおっしゃっていただいているのではなかろうかと受け止めさせていただいております。合併時におきましては各旧町におきまして記念誌等も編纂をされた経過もございます。広報の特集号として別冊で発行された経過もございます。企画課長から答弁申し上げましたように広報誌の紙面をしっかりと利活用しながら、その広報誌の一部、いわゆる中綴じでございますので、中心部に保存版としてひとつのものこしらえるであるとか、そういったひとつのアイデアもしっかり練っていかなくてはならないと、そのように思っているところでもございます。自治センター各地域での歩み、それぞれの皆さんのご記憶のある写真が20年前の情景がしっかりと歩みとして振り返れるところをもって、この20年間の皆様方の足跡、そしてこれからにつながっていくひとつの記念誌、財産としてその足跡が残していければ一番ふさわしいのではないかとそのように受け止めているところでございます。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 2問目にいきます。

○議長（米重典子） 2項目目ということですね。それでは次に世羅町名誉町民選考の考えは 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） はい。世羅町名誉町民選考の考えについてお伺いします。

名誉町民選考については、世羅町に居住するか 居住していた方で公共福祉の増進・教育・学術・産業・その他広く社会文化の振興または地方自治の振興に寄与し、その功績が卓絶しており町民から深く尊敬を受ける方、または故人とされております。郷土の誇りと故郷の顔を見直す契機に、また人柄や業績を町民に広める機会となり偉業を成し遂げた人物を広く紹介し、世羅町の限りない発展を願い名誉町民の称号を贈ることは有意義なことであります。

令和3年9月定例会において、名誉町民の選考にあたっては、広く社会文化の発展に寄与し、町民の皆様がその功績を称えられる方を各方面からのご意見

も参考にして検討してまいりたいと答弁されております。その後、如何に対応をされてきたかお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 徳光議員の2問目でございます「世羅町名誉町民選考の考えについて」お答えをさせていただきます。

世羅町におきましては、合併前の旧町において名誉町民となられていた方を新町へ引き継ぐ形で3名の方にその称号をお贈りしているところでございます。

ご質問の要旨で述べられたとおり、名誉町民の選定における推薦基準や審議会設置などの手続き条例並びに規則に定められておりますが、新世羅町になってからの名誉町民の選考実績は現在、ございません。

合併20周年の節目にと、私の元にも名誉町民推薦の提案をいただいております。条例に沿った選定手続きといたしましては、選考審議会を設置し調査及び審議に諮ったうえで、町議会の同意を得て選定することとなります。

合併から20年が経ち町の一体感も醸成されており、名誉町民の称号にふさわしい町民敬愛の対象となる方の選定について、各方面から広くご意見を伺ってまいりたいと考えているところでございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 1、2点お伺いいたします。条例に沿った選定手続きということでございますが、選考審議会を設置し調査及び審議に諮ったうえで、町議会の同意を得るということでございます。そうした状況をもう少し具体的に説明ができればしていただきたいと。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 町が取り決めている規定等についてご説明させていただきます。まず名誉町民の扱いにつきましては条例において定めがございます。そのなかにおきましては町議会の同意を得たうえでという最終の決定になってまいります。その前段でございます、審議会において諮るということが

ございます。この審議会は町長の任命で委員7名で構成するといったことが条例に規定をされております。したがって、先ほどの冒頭の町長の答弁にございましたように、町長からその審議会委員を設置したうえでお諮りするといった手続きを踏むことになってまいります。この審議会につきましては合併以降開催した実績がございませんので、さまざまな意見を聴くといった観点で町長のほうで選ばれ、そして委嘱をしたうえで審議に諮るといった流れをとることを想定いたしております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 気になるのは審議会のメンバーですが、こういう面からこういう人というようにことでもなしに、ある程度の選考基準というものがないにしても、選考される基準に準ずるようなことがあるのではないんですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 選考の基準でございます。名誉町民の条例の施行規則がございまして、そのなかに推薦されるべき方の基準も定めてございます。まずは国・県または本町の行政に関し重要な地位にあつて、長期にわたり参画し、

○議長（米重典子） ちょっと待ってください。徳光議員が聞かれているのは審議会の委員のメンバーの選考の基準ということでよろしかったですか。

▼【徳光議員：「審議会のメンバー。はい。」】

○総務課長（広山幸治） 失礼いたしました。答弁を改めさせていただきます。この名誉町民の審議会の委員の基準でございます。この委員にどういった方を充てるかといった規定は全くございません。したがって、幅広くさまざまな方からの意見を聴くといった観点で選ばれることになってまいります。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） それでは2番にいきます。各功労者表彰・感謝状の贈呈についての考えを伺います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） それでは2点目の「各功労者表彰・感謝状の贈呈について」のご質問でございます。

町長より考え方等の意向を伺っておりますので、総務課よりお答えをさせていただきます。

合併20周年の節目にあたり、町に多大な貢献をいただいた方々を表彰する機会を設け、広く町民の皆様を紹介したいとの考えでございます。合併20周年記念式典の検討と併せて進めてまいります。

表彰には、功労表彰や善行表彰などの方法や目安とする基準がございます。感謝状の贈呈につきましても同様に取り決めがございますけれども、選考においてはしっかりと注力してまいりたいという考えでございます。町の発展に貢献をいただいた方、また団体を、産業・経済、教育・文化、健康・福祉、スポーツや地域振興など、幅広い視点から選考いたしまして、貢献を称えると共に感謝の意を表したいとの考えで準備を進めてまいります。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 非常に選考基準があるということで基準が非常に難しいかなと思いますけれども、基準に沿って表彰されるということであろうと思うのでよろしくお願ひしたいと思います。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 感謝状等については合併10周年の時点でも実際、約50名、表彰させていただいております。このときもですね、基準に則っていろいろと各貢献いただいた方をさせていただいた状況でございます。選考にあたっては皆様方、特に議会の皆様方にご納得いただける方を是非、こういった功労表彰等していきたいと思ひます。また議会へもお諮りするというよりもですね、こういった本会議等になる前にいろいろと名簿等見ていただくなかで貢献の状況についてお示しもしていきたいと思ひます。最初の名誉町民の部分においてもですね、選考し、議会にかけたものの決定いただけないようなことでは

いけませんので、そこは確実にですね、議会全会一致でというふうな方でないと厳しいかなと思っているところでございます。

○議長（米重典子） 次に 町道に設置されている3基の石碑を問う 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 3問目に移ります。町道に設置されている3基の石碑を問うものでございます。

1、町道寺町本郷線旧432号線と交差している町道世羅高線に高さ3mの石碑が設置されております。この石碑は以前より経年劣化が進み危険な状況にあります。この町道は町民の生活道、世羅高校関係者の多数が利用されています。

令和3年12月定例会では、3基の石碑の関係者により、今後の方針等について協議していくと答弁されております。そこで、石碑の関係者と安全性の協議が令和3年12月定例会以降どのように進んでいるのか、お伺いします。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 徳光議員の3問目、「町道に設置されている3基の石碑を問う」のご質問にお答えさせていただきます。ご質問いただきました石碑については、令和3年12月定例会以降において、この石碑の関係者と安全性の協議はどのように進んでいるのかでございます。

世羅高等学校の敷地と町道世羅高線に挟まれた町有地に設置されております「梶谷史郎君頌徳碑」、「世羅中学校特別寄付者芳名の石碑」、「表彰碑」の大型石碑3基の石碑は、現在の世羅高等学校の前身となった学校に関係するものでございます。

この石碑の維持管理等については、以前から世羅高等学校と必要の都度協議しておりますけれども、令和3年12月定例会以降も、石碑が設置されました経緯等の調査に加え、広島県教育委員会事務局とは、県への底地の譲渡も含め、県において3基の石碑の維持管理をしていただくことができないか協議を

続けているところでございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） この石碑についてですね、石碑の関係者と安全性について協議するということでもございましたが、石碑の関係者がおられるんですか。もう少しどなたと安全性について協議をされておるのかということをお聞きします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。石碑の関係者ということもございますが、この石碑につきましては、古いもので100年前、その新しいものでも92、3年前というもので、かなり1世紀前に造られ、恐らく3つのうちの何個かは移設が何回かされているものではないかと思われまます。この関係者につきましてはこちらでも過去の文書等なり、昔のことをよくご存じの方等にですね、お聞きをしたりして調べてはおるものですね、実際どなたが所有者というのは今のところははっきりしておりません。一番最も関係があると言えは今の世羅高等学校、または広島県教育委員会でございますので、こちらとしましては、世羅高等学校もしくは県教委のほうへですね、維持管理のほうをしていただくような形でですね、お願いをしている状況でございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） そうだろうと思って聞いたんですが、そうは言いましてもですね、もともと危険だから話が出ているんですよ、住民から。危険だから安全にしてくださいという住民の要望でございます。ですからね、安全についてがあまり書いてない。答弁の中で。ですから今おっしゃいましたように県の関係、世羅高校の関係、世羅町、この3者協議と言いますか、そういう関係者の話でないと進まんのかなじゃないんですか、これは。今おる最善のメンバーと言いますか、歴史の古いことを探ってどうこうするというような話とは違ってですね、危険なまま現在あるというのを、あの石をどうするかと。移設すれば一番いいんだろうと思います。学校の敷地内に。ですがそういう方向で話して

もらわないと非常に困るですよね。県との3者協議等を含めて、話を進めてもらわないと進まんのかなじゃないですか？

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。前回、令和3年12月定例会でご質問いただいた後、事務レベルではございますが、県教委とですね、町の担当者において3回ほど話をしております。こちらとしましては勿論底地は今、東大田村名義になっております。世羅町のものということで認識は勿論しております。ただし、その上に建っております石碑3基につきましてはあくまで学校に関係して建てられたもの。寄付等なり、それまでの憲章等によって建てられたものと認識をしておりますので、以前より石碑については町のものではございませんと。世羅高等学校の前身の学校である世羅中学以前のもので、関係のものであるということですね、県教委のほうとですね、また世羅高校のほうともその都度協議をして、近隣住民の皆様からも石碑が危険な状況になってきているということで適切に維持管理をしていただきたいということで協議をしておるところではございますが、なかなか県のほうもいろいろ条件を付けてすぐにですね、そういった維持管理等引き受けてくれないという状況でございます。あきらめるというわけではございませんが、今後も適切に協議を進めていきたいと考えております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） ここにも書いてございますが、本町の所有物ではないと。県が県のものということでお認めになっているんだろうと思いますよね。この文章で見たら。勿論そうだろうと思いますよ、誰が見てもね。世羅高校のもの。今日に至ってまだこういう状況で、どういように話をもうちょっと具体的に進められようと思っているかわかりませんがね、学校で一番大事なものは、頌徳碑ではないんですか。基本的に。世羅高校の。私はそう思っております。2、3の高等学校の頌徳碑も私見ておりますがね、ここの今の問題になっておる頌徳碑は1回移設されているという話も聞いておりますよ。ですから今の粗末な石を使ってある。どなたが見ても安全な頌徳碑には見えない。そして世羅

町の最高学府世羅高校ですから、もう少し関心を持っていただいでですね、どうしたら解決できるかということで話してないと、万が一地震等があったら大変な事態になりますよ。脅すんでも何でもありませんが。やっぱり安全な所に移設してもらおうというのが最善の策だろうと思うんです。それに人選をどのようにしていくかということになってくるんじゃないかと思いますよね。町長この話いつ承知されたかわかりませんがね、難しい問題になって、歴史的にも、先ほども説明ございましたが、90何年も経過がしておるということで、その一遍にすぐ解決はできないにしても、もう少し県の所有物ということになれば話の進め方があるんじゃないんです？もう少し。それで教育的に悪いですよ。あれ見てください、あそこの石の石碑を。頌徳碑には見えんですよ。ああいう状況で放置してある。今頃ですから、高校生も選挙権を持つってですよ。判断してですよ。あの石を見たら。残念なです、実際。世羅高校関係のある人は特に、あの石を何とかせないけんという気風ができないと、私がここであがあ言ってもどうもならん話なんです、実際は。皆、見て見ぬふりしている人がほとんどです。私も何人か同窓会長の人にも話もしたこともありますかね、難しい話よのうというくらいのことでしたよ。ですが、いつまでも放っておかれないでしょう。大体子どもに悪い思いますよ。こまいときからあの石碑を見て。

○議長（米重典子） 徳光議員、質問の要旨をはっきりおっしゃってください。県との話し合いをどうするのかということ聞かれているんでしょうか。

○9番（徳光義昭） はいはい、ちょっと先、聞きます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。県とも随時協議をさせていただいているところではございますが、こちらとしては、石碑については学校のものである。学校は今、県立であります。よって、県教委の所有物になるのではないですかということで協議をしているところでございます。ただ県のほうは、県教委のほうでですね、県教委の所有物ではないという立場に立っておりますので、今のところ合掌立ちと言いますか、というところにはなっておりません。ただ県教委として引き受けるにもですね、いろいろ条件を付けて安全対策

等しないと引き受けられないという状況でございます。ただ町の所有物でないものに対して、そういった安全対策の工事をするというところまでが本当にかどうかという判断もでございます。そういったところも含めまして、こういったところで県教委のほうと折り合いがつくかいうところもまだまだ難しい状況ではございますが、今後も協議を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 頌徳碑の石碑が県のものでないというような話も今、出ているのかなとお聞きしたんですがね、それじゃあ全く、住民の危険なというあれが通らんですね。そういう話をされるんですしたら、県議会議員もおられるので、住民の話を聞いてもらわないといけんようになりますね。町もどうもならんのでしょう、もう。今、石が学校のものでないというような頌徳碑の話が出たんじゃ、それはどうもならんですよ。私も声を大きくして言われん、そりゃ。話を前に進めるということにはならんですよ。そんなことじゃ。県と県議会議員に見てもらってどういう判断するか。問題は危険なというのが一番です。今言われたようにね、あれを安全にバリケードとかするということでも道が通れんようになりますよ。きちっとしたことしようと思ったら。恐らく。建設課長おってですがね。カラーコーンでね、すけたらいいというようなことにはならんですよ。ですからね、そういうはっきりして世羅高校のもんですから、世羅高校にしてもらってですがね、これからの話を進めてもらわないけんけども、安全対策の話も一番に出とるんですから、そこらも考えていただかないといけん思いますよ。県のほうで。

○議長（米重典子） 徳光議員、(2)についての質問をされておられるのか、少しその辺のことにも触れられているようにも思いますけれども、このまま(1)で続けられますか。よろしいですか。今の安全性のことに対しての。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。次の2点目の質問の答弁のほうにも重複するかもしれませんが、町としましてはですね、あの石碑は町の所有物ではないという認識のもと、町等の通行者について危険性が及ぶというよう

な状況が出てきましたら、2年前にも答弁させていただいたとおり、緊急的な対策はさせていただくというふうに考えております。たとえば石碑にワイヤーを張ってですね、倒壊を防止する。それからフェンス等敷地のところに設置しまして立ち入りを禁止するということぐらいまではすぐにはやろうと思えばできる状況にはあります。ただ県が求めているのは、そういった簡単な工事ではなくてもっと構造計算なり、完全に倒れないという保障がない限りは受け取らないというようなことも言われております。交渉の中では。そういったところを考えますと、かなりですね、そういった調査設計、それから工事までいきますとですね、かなりの費用がかかると思います。先ほど申しましたとおり、そういった点に町費を使うという判断がですね、なかなか理解が得られないのではないかとこの部分もございます。石碑の所有者については、基本的には学校に関係するものということで世羅高校、県教委という立場に立ったうえで今後も県において維持管理をしていただけるよう話を進めていきたいと考えております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） いきなり2の問題に入ってしまうとですね。財源が必要と言っても県のものへ町の税金使うということにはならんような気がしますよね。クラウドファンディングやなんか使われんのですかね。（削除
．．．．．削．．．．．除．．．．．
．．．．．削．．．．．除．．．．．
．．．．．削．．．．．除．．．．．）そこらを含めてね、同窓会長もおられるんですから、もうちょっと真剣に、側が理解がないと話ができんようになってですよ。課長ほんと。町長この話、もうここまで話が出たんじゃけえ、どうしても頑張っていたかんといけんと思うんですが。先ほどの説明からもありますように、県の考えも聞きながら高等学校の話もしながら町の話もさせてもらうということで、ひとつ忙しかろうとは思いますが取り組んでいただきたいと思います。

○議長（米重典子） 徳光議員、(2)の質問をいったんして、答弁を受けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。その中にまた違う答弁の内容も

ございますが。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 答弁が出て、次々問題が関連しているもので、失礼しました。

それでは（2）町道の通行者への危害が及ぶ可能性がある状態があれば緊急的に安全対策を講じることにも検討されると答弁されております。石碑が設置されている土地の管理者である町として、現状をどう捉えておられるか、解決されるのかお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 先ほどの答弁と重複する点もございます。ご容赦ください。

2点目の「石碑が設置されている土地の管理者であります町として、現状をどう捉え、この問題を今後いかに解決されるのか」について、お答えいたします。

石碑が設置されて、かなりの年数が経過しております。老朽化していることは勿論町でも認識をしておるところでございます。

令和3年12月定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、石碑は町道に隣接した町有地に設置されております。この石碑が町道の通行者へ危害を及ぼす可能性がある状態となりましたら、町において、緊急的な安全対策を講じることにも検討いたします。

この3基の石碑は、現在の世羅高等学校の前身となった学校に関するものでございまして、本町の所有物ではないという認識でおります。引き続き、県への底地の譲渡も含めまして、県において維持管理をしていただけないか、県教委と協議を続けてまいります。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 今の答弁の前のご質問、どうにかしてくれと。私にしっかり動いてみるということでございますが、私のほうからも先ほど財政課等と

話をしておるようでございますけれども、一応県のほうへもアタックをしてみたいとは思っています。しっかり。しかしながら前に世羅小学校のところのご存じですかね。倒れていたということで、寄付者の石がですね。これについては危険であるということで、少し横になっていただいておりますけれども、今回これ、勝手に動かすとたぶん壊れちゃいます。特に平たい石で組み上げてある六角の部分にはですね、中に詰め物がしてある状況ですが、これをもし蓋をとるとばたっと壊れちゃうんではないかと思えるものがあります。普通の石柱であればですね、吊ってよそへやって宮さんのやられましたね。ああいう形で動かす可能性は十分あるんですけれども、そうでない部分をどう動かすかというところが、町が勝手にやって壊したら、また県のほうが町が壊したと言って今度はね。そういうことになってもいけませんので、是非そこら辺をきちっと将来的にどうするのかということをごさいますね、県とも話していきたいですし、今底地を寄附という、東大田村のものは町が引き継いでおりますけれども、寄付するよりですね、やっぱり動かしたほうが私は一番あそこは安全だとは思っております。できれば世羅高校の敷地内に移転するほうが一番、町としてはあそこが交通のやはり危険個所をそのまま置いておくというのはどうかと思っております。一部以前土地を少し広げさせていただいて、狭隘なところを広くさせていただいたときがあったと思います。それ以前はかなり狭かったわけで、今後ですね、どうやっていくかというひとつの手法を考えながら、特に地元のことでありますので、徳光議員もいろいろと気がせいとおられると思いますので、いろいろと今後についていろいろ話をしていきたいと思っております。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 過去の人の悪口じゃないんですが、非常に重要な問題をのくってのくってのくって来られたんじゃ、ときどきに解決していかないけんということがよく身に染みてわかるとるんですがね、やる気になっても前へいかんですよね。今みたいな話じゃ。銭がいるから銭の算段だけの話じゃなしに、誰のものかというのを先に決めるということがもう非常に問題になつとる。そのようなことで、解決できんということは恐らくないでしょう。どういう方法になるかわかりませんが、根気強くいろいろ知恵を出して町民の協力を

得られるような方向でいかないけんと思いますが、安全な場所へ移設するのが一番いいんです。ただ、今だったらお金を出したら済むという話ではないでしょう。話が出ているのが。お金ならお金の話しのほうにいけば移転ができるのなら、そのほうがいいかもわかりませんが。向こうが学校のほうでないというようなことでは、ええことにならんですよね、話が。余談になったらいけんなんですが、お互いにこの話から逃げるといふことにはならないので、世羅町も続いておりますし、このまま世羅高校出てあの石をみて頑張りよるんですから。ねえ、ひとつ執行者としていろいろと人の力を借りながら取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまで放置していたというわけではなく、前々からですね、どういう手法があるかというのは考えていたわけですが、議員おっしゃられるようにですね、どこかが受け皿にならないと前に進まないと思います。先ほどあったように同窓会というところがひとつ核となっただければありがたいと思います。というのも梶谷史郎さんという方は世羅高校の存続を願っていったん引き受けて、この130年の歴史をつないでいていただいた本当に素晴らしい方というふうにお聞きしています。そういったところをしっかりと紐解きながら、その方を顕彰するわけですが、しっかりそこは世羅高等学校としてもですね、しっかり称えるというか、将来的にその碑を大切にすることにつなげていっていただくようにですね、町からもいろいろ声かけを頑張ってみたいと思います。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 今年もね、世羅高校もまた駅伝行きますが、日本一になっとるんですよ。日本一に。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○9番（徳光義昭） はい。ですからね、もうちょっと我々もしっかり取り組んでいきたいと思いますので、町長頑張ってください。

○町長（奥田正和） （挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 日本一になったわけですが、なった証の石碑はいっぱい今、できておりますので、その続きでですね、そういう碑もございませう。大切にしていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 以上で、9番 徳光 義昭議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで散会いたします。

次回の本会議は、12月7日 午前9時から開会いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散 会 15時32分